

研究者運動の 課題と戦略

橋爪 大三郎

1 東大100年の虚像と実像	1
1-1 100年祭の表層と深層	3
1-2 研究の植民地的状況	7
2 研究界運動の課題	12
3 大学校の現状	17
4 「公開の原則」とは何か	28
4-1 就職難の構造	31
4-2 権利運動としての研究界運動	33
5 自治会運動の課題と戦略	38

1.

「東京大学」という名の国立大学が、開設以来100年目をむかえようという。この大学は、いろいろと問題のある大学なのだ。まあただ100年ついでというだけのことであらう。虫の好むかぬのはちと我慢して、「御香節様」とひとこと言ってみる位のこと。世間が「きあいの戦国」で通るかもしれない。しかし、この大学の教授連が、「これはめでたい」というのを喜んで、100億円もの寄附金をあつめようということになると、勢は断然違ってくる。歴史的生命を終えたので、100年を期に解散する、というならいざしらず、100年の祝いだ、記念事業だ、募金あつめた」と本気で考える人だ。(そんなことしか考えられない人だ)。この救いがたは愚劣さはどうだ！ こういった事のはこびをみて、心底「愚かしい」とあら罵ることかできる。いような感性は、よほど鈍麻であるといか言えぬ。そんな手合から、逆

かに振っても何も返ってくるわけがない。遂に誰からも見放されていると知るべきである。

東京大学、この戦前、戦中、戦後を通じてのこの日本の、日本近代の歴史を大通り、その100周年にあたって、また新しく愚かしの金字塔をたてようとしている。愚かしい連中があつて、愚かることをしてかすのは、言ってみれば当然のことだから、それにいつかまけていくわけはない。愚か者は、何があつても、ちよつとそれに似合ひの墓穴を掘るだろう。わたしは忙しいので、そんな連中のために、11指の足ほども動かすつもりはない。

しかし、100年記念の問題がこれであるのは、といふ、個々人のありうべき愚かしさは、次を異にしてはいるからである。大学といふのは、人々のあつまりであり、あつまりである以上は、そのあつまる仕方を、わたしは問題としたいわけにはいかな。東京大学というあつまりには、わたしも関与してきたし、誰しもそこから影響されたいわけにはいかな。人があつまる、存命には、賢明な者も、また愚かな者もいるのは当然である。しかし、おなじ人々のあつまりであつても、賢明なあつまりであることもできる。また、愚かしいあつまりであることもできる。この大学が、いかなる原理によるあつまりであるのかを、この100年記念をめぐり、いろいろ出来事が示している。いまのところ明らかなのは、この大学が、いかなる没論理をも許さう。理性のひとけからも、愚かしさのかつまりのような組織-行動原則しかもつてはなかつた、ということである。まったく情ない。せめてちよつとこいひから、まじり大学であつてくれ、愛想もつて果てるぜ、というのが、わたしの正直な気持ちだ。

(差別のある場合はいつでもどうだが) 民衆の怨嗟と羨望とのなほせになつた心情層のなかで、ただでさえ風当たりの強ひこの大学が、存命でゆかりの100年祭を祝ひねばならないのか？ —— もともと没論理な部落的心性から発しているのだから、こうした羨望が、部落外の人々に対して無神経さまであり、何の毀損力ももたないのは当然で、お定りのモロごとになる。学生諸君は、頭に来て、言う—— 東大100年おめでとう、というが、東京大学の犯罪的人格には、目をさす「どうしようのか？ 過去の犯罪行為を明らかにし、真剣に反省もしたくない。記念だ、募金だ」とおこがましい。しかも、反対する学生を弾圧するために機動隊をよぶとは、どういふつもりだ。—— 二に於いて、教授らは、学生たちの批判の矛先をかわりやうとして、24時間対応するための姑息で、毛筆「理論武装」を応じた。山本学部長の募金非協力声明の一件を湖塗するたためは

隠れめや、記念事業に対する各人の態度を説明するための口裏合わせなどが、多いのである。このような物的態度は、どのような悪事を働こうともいれどいれと与へることさえないにちがいない。

学生の「文藝告発」や「東大告発」は、相手が厚顔無恥であらうとあるが、効果はどうかという、危ない難題をもちた戦術的針である。ゆえに、教授連と相手にあつたに、東大100年の犯罪歴史をいちらもちたずという気はしない（関係ない責任をもちたせいで、教授のほうだって迷惑だらうし、たいてい、相手はそんな大物ではない）。といた、ほかにこれといった戦術もないから仕方がない。うなものの、この「告発」、闘争は、わたしの層には合わない。といは「平等」や「自主権」なんかがどこかこぼれあつて、ペンペン子加減と、つながっているからだ。（自分のインテリ性をもてあましておるために、アカデミズムに対しても、また民衆に対しても、キチンとした距離感がとれていない。） とはいうものの、学生と教授との今回の闘いが機会にあっては、学生に何となくとも圧倒的に力があるのだから、ああいう当局と相手にしているのは、戦術が極端なものとするのもうなからぬ。「暴行被害」などと訴えまわする手合が生きたこと、これはいいが、ひたすら争っているのを邪魔にできる方が、余程どうがしている。筋が通っているはず、いせしちいにけたらということはないのだ。学生諸君は、おれらより頑張っていると思うけれど、運動がみるにたえる思想的境況に達したかという、どうもどうも言えない気がする。ことに、東大の「新文藝上主義」を攻撃目標にあつるといふのは、「大学の帝国主義的再編」粉碎 というスローガンも後退して、なつておる人じやないかと思う、事実認識にかいては、戦術—戦術論として

このように、東大100周年をめぐり動きは、片や 教授らの、おまうり (=東大肯定)派、片や 学生らの、告発 (=東大否定)派 が、互いに争っているかのよう、みられる。しかし、これは、事象の、ほんの表層にしかあつてない。この水準であつては、何のうらとこもないだらう、とわたしは言っておく。東京大学の当局厚い執行部が争っている論理は、彼らが出発して学生に説明したり、あるいは、執行部と関係ないにあらこの教授が口にしたるときに語られる内容とは、知もである。東大100年を祝おうと、さう、教授らが言ってきたときの含みは、「政治的左文脈にあるのだから、決して口にする通りのことを本気で考えておるわけにはなからう。学生諸君は、「当局が、反道の色もなく東大100年を美化している」と言て怒

るけれども、わたしは、まともなところを、教授は (少くとも執行部には) ないだらう、と思つておる。(もっとも、こいつはだ「買いかぶり」で、案外、顔面通り信じているのがまぎれこんでいるとは、知らぬが) わたしは、東大の教授がたを、そんなに臭く見ておるつもりはない。

といは、東京大学の当局は、どのようなリアリティを把握して、動いているのか? 彼らと争っている根本動機は、ひとりで言う、危機意識であり、何とかして時流の大潮から落ちないように、とある。「必死のあがきだ」と考えておる。せいか、ひたすら 100年祭とその記念事業を推進しようとする当局の本音は、この東大生き残り戦略にある、とわたしは見ている。

この辺りのリアリティを把握するには、まず、文部行政当局の意向を、推しはかかってみるしかない。維新後の日本近代化政策のため、最も成功したのは、言うまでもなく、産業化である。その結果、日本は、有数の経済大国へ、驚異的な急成長をした。その成功の原因は、ひとつは、生産活動が、実際のところ、物産の増産であり、日本人のメンタリティにはなはだむいておったこと、もうひとつは、学校教育—軍隊—職能教育が、人々を理想に、画一にして、効率的な生産活動に大いに寄与したこと、である。商品の国際競争力も、基本的には価格であるから、日本の商品 (日本で複製される加工品) は、海をこえて世界の市場に通用することになる。といは、日本の知的生産活動の国際競争力が、きつて配の方向、いつまでたっても一向にない。という、知的生産の生命である、独創性 (オリジナリティ) は、コピとまさに裏腹の精神の作動の仕事であるからだ。こびてしかないような知的形態は、知的生産としては、無である。もちろん、数学や美術やその他の、蓄積的な歴史がものをいふような領域では、世界的な業績がないとは言えない。ただ、いはい、なにものも彼の天才をおしとどめることができなかった、ということなのである。全般的に言つて、文学その他の日本の研究機関の水準は、真うべき惨状を呈している。

文部省は、これを、当然手をとまらぬで見ているわけは、ない。彼人たちは、知的生産の労働者から無縁であるので、当然つきのように思ひこむ——いしる金をかして画例をみても、めづしい成果があがらないのは、大学を、無能な教授どもが占領し、私物化しているからに、ちがいない。彼らは、きりめつきの巻片ものか、どうしようもない時代がくれば、進歩派気どりのおしゃべりか、革命家になりおこしたる満を持して、と「かた」で、大学もいまのままでは、効率が悪いので、もっと近代的にあかり作りかえねば、とあがたぬ。維新のとき

る。文部省が描きためた大案は、ずいぶんおもしろいものになるだろう。まあ、研究機関の行政・管理系列と、研究系列とを、全く分断する(教授会をなくす)。そうして、どしどし研究をやらせる(あるいは、研究を、研究者の自己審査にまかせない)。この大案は、半分くらいはあっている、といえよう。

文部行政当局が、大学という、倒産寸前の権威不足業種の体質を改善するために、まず考えた手段は、いわゆる scrap & build 方式であった。これは、資源の有効利用という点からみても、もっとも正統的な行き方である。このために、東京教育大学に目をつけ、これを潰して、筑波大学に作りかえるという案が実行に移された。ところが、やってみて判ったことは、この scrap & build 方式では、特に切り捨てる部分の抵抗が、思いのほか強力で、余計な手間ひまを喰う、ということであった。勿論、大阪大学のように、万全を期して行くこともあるが、ひとつまじが、之が大変なことになる。そこで、つぎに考えた手段は、scrap せずに、全くあたらしいところに、文部省好みの研究機関を移す、という案である。いわゆる、総合大学院大学構想は、こうした試みの一環だろうと思う。既存の大学には、急に手を付けることをしないが、次第に重みづけをへらしていき、長期的には、ツリ食の傾向をたどらせる。これを、安眠薬とよぶこともできるだろう。東大の新しい予算案など、適当にいいつくしながら1年のばしにしていけばよい。

筑波大学の一件をみて、「敵は本能寺」と、神経過敏になっている東大執行部は、当然にも、文部省の意向をつかみかねて、疑心暗鬼となる。もちろん、「ゆいゆいの勘がなしに文部省だけの力で、なにひとつできるわけがない」とたかをくくると気持ちも存心はなかるが、それ以上に、予算の出どころである文部省の、長期スパンから外れしよってな一大事である、という気持ちが先にたつ。それに、余程甚かでもに及ぶ限り、東大の研究態勢が、世界の水準にあらゆる分野で大きく水をあけられていることはよく判るので、いやでも焦らないうけにはいなくなる。バスに乗りおくれはいいけれど、うかうかしてはいけません。いつのまにか外堀から埋められしよ、気がついたら、「たぬの1国立大学」という格付けを、下されしよっているかもしれない。なにごとく一番はいいと気のすまないこの世は、それには我慢がならないのだ。

大勢に遅れをとらないうためには、ただ尻馬にのらうとするだけではだめで、むしろ足先を、変化と先どりしよ。と東大執行部は考える。そこで、立川後継という花火をうちあげてみた。これを、要するに、文部省の考えている

ような大学の合理化、夜かえは、自分たち東大の方をやりませうから、どうか、資金と人材をごっそり抱かしていただきませう、という、ほなほな虫のいい話にあきない。研究の発展をぬかうというよりも、自分らの大学の既得権益を擁護しよという、監督の意図がみえおている。

東大(とほじめとする一部大学)と、文部省とのあつたの、研究-教育の将来計画をめぐる角逐は、いましばらく続いていくだろう。折しも、東京大学の100周年目である。100億円の募金計画は、誰が思いついたか知らないが、このところどことなくつらい文部省に対して、イヤミたっぷりな示威行動となつておいることは、疑うべくもない。世間の不評もものか、東京大学のメンツをかへて、他大学にはるかにまざる昇格金額をあつめよること、すなわち東大と、自他ともいずその地位を再確認させ、無視しかたない勢をみせよ、というの、執行部のいつつらぶる目論見だろう。100周年のなみは、記念事業であり、記念事業は、かねて昇格がまかなわれている。ゆえに、100億円の募金は、何とせよ、実現(百何いかならぬ目標のため)といふ失敗すれば、かえって手ひどいイメージダウンをまねくことになる。(しかし、よく考へてみれば、こんなことをしか自尊心をみたせぬ大きじゆのも、いじゆもめた。ちょっと頑張つて、1-ベル賞の半ダースも手に入らぬは、いくらも予算のつこうものを、さういふことはどうまちがうても、ありうたにない。)

もちろん、100億円の募金に關していへば、その示威効果はともかく、実行としてあつたりがたいものがある。ゲストハウスや体育館等々は、多岐なまじのお笑い心さとして、その便益の中心である。研究奨励資金については、ゆいゆいと思えるのにもっともな理由があることは、たしかだ。文学部は、法、経にくらべれば、金まわりも悪く、そのゆいで、日当りがいいとは言えないだろうが、同じような事情は、理学部あたりにもあるにちがいない。日本は、利己ただちに結びつかぬ研究や、基礎研究には金を出したがらぬ近視眼国なので、長期的な大学当局者が、この現状を憂えて、名目はともあれ存人とかまとまった額の自由に処分できる寄附金をあつめよることができれば、然るべく地道な基礎研究を充実させることもできるのだ。と理想したとしても、少しも不感識でない。いや、さういふ趣旨が、この募金計画に盛りこまれていたけい、あがいのゆいである。(もっとも、実際には、い) 100億円の向合の4あつまるかめからないうので、当然計画は大極に縮小される、い) 日本が慣行として、各部署でゆいゆいすることになるは、さういふ、本当に金のたりない部門に、金が流れることにはならない、い) しか、寄附金を基金にしてその利子を運用し、毎年東

大の教育を海外に留学させるのに使っらいいので、研究を振興するという自カ更
生の実がといて出されるのかはなはだ疑問である、という一連の理由によつて、
どうしよう当初の趣旨が実現されることにはならない(これが)

さて、このような、資金のありうべき積極的な取極をみとめた上で、なにかつた
ては、この、100年記念の100億円募金は、誤っている、と思う。それは、似た
ところから、は、まり言えるはずである。まず、第1に、研究を促進させるにどう
しても必要な資金の需要があるとして、それが「11たいなで、東京大学という様な
枠のなかで、考えられるべきではないのか?」この大学は、ともかくも 国立大学
のなかで、何れにせよ 恵まれた待遇をうけていた。そのような大学が、他をさしおいて、
大枚の寄付金をかさあつめて、いいものか? (卒業生から集める寄付は、他の大学
と競合しないから、この種の心配は要らない。しかし、今回の募金の中心は、法人寄
付にかかっている。無尽蔵ではない 余裕資金を、早いものがちの様な仕方で
あるのは、権威が何か知らぬか、看板にものをいけて、自分たちのところに
もってきこ(まていいの?) 東大で足りないものは、他ではもっと足りないのだ。
もし、研究を振興・奨励したいのなら、(研究にはどの大学もなにもないのだから)
特定大学から独立した 募金-配分のルートを作らうとするのが本筋である。東大
100年にかつて 奉加帳を回らうとするお年寄りの発想は、なによりこの問題を
真剣に考えたことがないことを、証明している。

第2に、カネとモノを投入すれば、研究が振興されるだろうという発想
は、東京大学にもまた文部省にも 根強いもののおであるが、これは、目下研究
が停滞(してしま)っている理由を、見ろなっていると思う。たしかに、資金の口では、
ほとんどなにもできていない。しかし、それは足りないのは、カネやモノであるよりも、
基礎学
力であり、
創造的
頭脳である。これは、カネで買えるものでなし(札幌で頭が
良かったなど、聞いたことがない)。そんな態勢のところへ金をつぎよめば、かう
くろを派山買いにムダづかひするに決まっている。日本の研究を、21世紀以
降の人類に貢献しようものとしたのなら、教育・研究の組織・体系を足許
から20年ほど、逐一検討(なおす)なくてはならぬ。全くどうしようもない。

学生諸君の 東大100年発運動は、こうした東大の研究の現状を直
視(して)いないと思う。"研究至上主義"、すなわち 自己の専門的研究に吸着
して、その客観的意味を考へないあまり、独占資本や戦争に協力し、体制
の走狗、人民の敵となり果てる、という論旨は、ある真実を衝(つ)いているかもし
ないが、わたしは之れでも、"研究は至上だ"と云おう。研究を至上とし、

研究によって自らを肯定(する)ことすらできないならば、それが"研究者とよびよ
か? とこそが 学生諸君の印象とは反対に、大学では めったに 研究を至上にして
いる人にお目にか、らない。毎日適当にお茶を濁(く)らな人がスクラム(一)にな
り、大勢に連れまわるとまじと価値(を)かかってみせ(て)いる、というのが 泉の"ところ"だろう。した
から、わたしのみるにこそ、東大100年は、研究機関として自立できなかった 病態の
産物である、ということになる。その症状が、今回の100億円募金という発作と
なつてあらわれてもまて(て)いるので、前頁にあげた 2つの 族譜の根を切開する
意味で、近代日本における 東京大学の存在性格を、簡単にあとつけてみることに
しよう。

東京大学は、優越意識と劣等意識とが奇妙に交錯する戦点に、ぶら
さか(て)いるものらしい。優越意識というのは、国内の大学に対して、その特殊な地
位を認識して 踏んか(り)かかっていることといい、劣等意識とは、(社会学科教員
が、募金の必要性を学生に説明(せ)るあり、強張(て)いたように)施設その他(?)
の面で、外国の大学にくらべ(て)たちお(く)れている、という感じを抱(か)いていることをいう。
では、どうして、東京大学は、このような屈折した 二重性(にじゅうせい)を負(か)っているのか? とい
は、ひと言(こと)でい(え)ば、日本の教育-研究分野が、いまなお (半)植民地的状態
を脱(だ)いていないことに、因(よ)り、とみるべきだろう。

それとも、東大が設置(し)た 経緯(きわい)を、考(か)えてみるがよい。維新政府がま
ち熱心に行なつたのは、初等義務教育を、完全に施行(し)することであつたが、これは、まじにみ
る大成功であつた。しかし、もうしばらくして必要となつたのは、大量の有能な官吏であり、それを
養成(せいせい)するための 高等教育機関である。なにし、ruling class を供給(きよく)してきた武士
階級(かいけい)はもはや存在(ぞんざい)しないのであつたし、支配(しはい)のための 儒教的(じゆてきてき)な 教養(きやうよう)の体系(ていけい)はす
べてに無用(むじゆ)の長物(ながもの)と化(か)して 解体(かいたい)をうけてしまつていたから、医師(いし)、技術(ぎじゆ)導入(だうにゅう)のための
工学者(こうがくし)、農学者(のうがくし)、外国文学者(こくごがくし)、...が 必要(ひつやう)とされるのも、無論(りゆう)である。これらの需要(ひつやう)を
みたにして、"総合(そうごう)大学"であるところの、"東京帝国(とうきやうていこく)大学"が形(かたち)づく(り)した—— 欧米(おうべい)に
大学(だいがく)があるのなら、日本(にっぽん)にもない(と)恰好(ごうごう)がつか(な)ないから。

しかし、大学(だいがく)といふものは、本来(ほんらい)、そんなに簡単に出来(でき)上がる(あ)るものではない。
そこには、たと(たと)えば、何(なん)百年(ひゃくねん)間(ま)にもわた(り)る 精神(しんせい)の 苛酷(ごこく)な 暗闘(あんとう)の 歴史(れきし)がかたが
く(り)ついた、研究(けんきゆ)の 内実(うちじつ)が 存(ぞん)在(ざい)しない(と)ならず、
そうした 営(えい)み(を)自ら(みづか)り(な)う 教授(きやうじゆ)たち
の 職能(しやくねい)集団(しつたい)ないし カリ(カリ)が ない(と)ならず、
情報(じゆほう)の 集積(しゆくく)庫(こ)である 図書(としよ)館(かん)が

なわけはならず、情報の伝達回路であるアカデミーがなわけはならない。しかし、明治初期の日本に、そんなものがあるわけでもない。そうした条件下では、明治政府の行った仕方で、現実的な処方のひとつであったろう。(しかし、もし彼らがせつちにも官立大学を作ったりせず、「帝国大学発展会」みたいなものを作って、民間大学を援助するスタイルをとるだけの余裕をもっていたなら、よかつたろうに。) 日本の高等教育-研究機関の出来方の特徴を、要約的に言おうとするなら、つぎの2点をおさえておけばよかつた——(i) 学問的な表現の自由が、研究活動の主体をなすに、国家の行政的主導のもとに、まず制度・組織として形づくられたこと、(ii) しかも、(さまざまな意味で) 資源が少なかったために、それを、いわゆる「専断生産方式」の場合のごとくに、一部に集中的に投下したこと。この点は、開学初期、多くの外国人講師が招聘され、英文のテキスト、カリキュラムによって講義を行ない、留学帰りの次の世代が受容者として教授に代わっていくの間に成り立つてきたと見てよかつた、という事情に、由来があるのである。また、(ii) の点は、人材、予算、施設などの資源配分を極端に片寄せせることになり、結果として、国内にいちぢりしい格差をつくりだしてしまふ。この格差は、研究上の実力格差ではなく、はるかにそれ以前の、研究条件の格差である。(かりに、実力格差があるようにみえても、それは、よりよい研究条件を求めた人々が動きまわるといった当然の事態を、選別によって交通整理した結果、事後的に発生したものである。) 研究上の主体の存在は、「帝国大学の権威」のような社会的威信(あるいは差別の構造)によって、埋めあけられてしまい、最終的に固着する。このような態勢を、わたしは、教育・研究の(半)植民地的状況とよんでみるのだ。これは、いまにいたるも長をひいて、あるいは、その状況は今日も基本的に変わっていないと書つたよ。

正真正銘の植民地であれば、勿論、このような状況すら、生かない。植民地化した社会に固有な知的領域は認められ、帝国主義本国人の留学がある、あるいはその枠の中に収まるか(なければ)研究活動を営むことが通例である。(尤も、そこでは、民族言語が用いられない(存在しない)ことが、最大の問題であるけれども。) 日本は、このような状態におちいることはなかったが、知的状況には、政治的・経済的植民地化とはまた別の、しかし相通する文脈で、「植民地的」と形容してよい無惨さがありつづけた、と思う。(これは明治~昭和政府の体制を越えようと

する、革新(革命)運動の系譜の側面を、またみとめらるる) といふことに、これに對する土俗的な反響が「国粹主義」と蒸発されることによるのだ。

日本の研究状況は、この点に、2段階の格差において、理解が深まるのである。これは、はじめにあった格差を、日本の行政政府が「官立大学をいかに増やすこと」で、2段階に切り分け、作ったものだ。大学は、こうして、知的生産のための研究機関というよりも、知識の専断地帯というおもむきを見せる。教授たちの扱われ方は、商人資本的に行動する。輸入代理店として、もっとも的確に動くことができたろう——誰よりも早く、なるべく安く安上がり輸入しては、それを大事そうに、なるべく高く国内の人々に売りつけるのだ。

このような状況が、比較的系統づけられている(その後をついていく)のは、日本の国民社会が、西欧世界に對して保つてきた特異な位置関係に因る、とみられるだろう。(これは、ちよつと、日本が国民市場を背景にした産業化に成功したのと、並行的な現象である。) 第1に、国内の知的需要が相応に広範であり、ひとつの独立した文化圏を構成する規模と歴史をもつてくること。第2に、言語障壁など、情報が直接には伝わりにくくなっている、という理由からして、知識の独占的販売権が保たれていること、この2点が、その特異性の内容である。(このような特異な国民社会は、他にちよつと類例がある。あえていへば、中国、韓国であるが、それは真正の占領地帯より、日本より一層複雑な状況におかれてしまった。) 以上ふたつの要因にたがけられて、日本の(官立)大学の教員らは、知的な格差の構造に、寄生しつつ、巧みに生きのびていくことが可能であったのである。(格差が解消すれば、彼らは、生きのびることができない。といふゆゑ、格差(ないし、それを固定化する、差別)こそが、彼らの存在を、支えているといつて、よい。) 110)

日本の大学教授たちは、きりめて高い社会的威信を与えてきた。といふ、そのこと自体、植民地的な後進性の証しである。「教授の権威」が、もしありうるとすれば、それは、彼らの研究上の研鑽と成果とに對して、同僚あるいは研究者世界が寄せた個人的な尊敬にのみ根拠をもたせておいて、それ以上のものがないわけはない。(にせよ、) にもかかりらず、彼らの研究上の業績水準が、それと同じように高かったかどうか、多くの場合は、はなはだ疑問である。一例を挙げるといへば、戦後東大の経済学部長をつとめた木村俊康氏は、戦前から戦中にかけての教授たちが揃いも揃って無能であり、基礎的な

事柄を理解してみます。また彼らの著書が「東三文の値打ちもなない代物だったか、憤りをもつて話、といる。もちろん、教授のなかにはいくら研究者が少なくなっていたこともたしかだが、ここで言いたいのはそのようなことではない。確認すべきは、次のことだ—— 大学研究者に対する社会的威信は、その研究の内実いかんによらず、行政的配慮により、制度的に与えられたものであること。このようにあるは、きわめて容易から容易に、国立大学（とりわけ東大）を頂点とする。知的威信のヒエラルヒーが形づくられる。一旦、このヒエラルヒーが社会的事実として成立すると、それ自身が動機づけとなって、強力な体制内上昇志向の磁場が醸成される。これは、体制維持のために、きわめて都合がいい。ゆがかな資源をことさら偏った配分は、多くの若手が従順に知識を吸収しようとするので勉学するようになる、というのだから。

明治以来の政府の文教政策によつて、国内に、新しい知の階層構造がみだされた。東京大学は、その象徴的な頂点として、ことさらもてあがられる。ヒエラルキーを上昇しようとする学生たちが、東大に集中するようになる。そして、「優秀な」卒業生をおくりだすことで、東京大学の「権威」が、かくつて保証されたことになるのだ。嗚呼、き循環構造というべきではないか。しかも、このメカニズムが、日本の研究状況をかくつて閉ざしたものである。教育の頂点にあることで、研究上の空白は、帳消しにされてしまうのだ。さらに、教育段階での「選別」は、競争者を事前の排除してしまうことを、事実上はみせており、研究者の裾野を減らしてしまう結果、研究世界に本来あるはずの「競争」をも見失ってしまうのだから。このようにして、研究の権威的状況は、なおも再生産されていく。

東大を頂点とするようなヒエラルヒーは、大学が大衆化を謳った今日も、その姿を少しづつかえながら、存在している。それは、とりもなおさず、知の後進性がいまこいたるも拭いきいていない、ということだ。受験体制と名前をかえたこの磁場構造の、もっともおどましい点は、知的領土を、精神の内発性から切りはたしてしまふ。ニヒリズムにある。何か何だかゆからぬうちに、教壇はじめ、学びはじめるのだ。それによく耐えた者が、東大にやってくる。学生誘引は、東大100年の歴史を告発するのは、東大出身者の悪事をあげつらうけれども、むしろ別に、東京大学が存在することが、多くの悪事の原因であるとは、思わない。そもそも、それほどの起動力のあるような大学ではないのだ。先々の磁場構造によつて、多くの賢人（というよりも、体制的な小僧も）を吸収しては吐

きだした「Hのこど」である。東京大学ととりあつかうする。それは、日本の教育-研究体制のなかに、どんな位置を占めてきたかを見ただけで、教育の磁場構造と、研究の権威的状況とを、主題的に2つに分けて「すのてんけいはいだめだ」と思う。

東京大学は、ここまでのことのように見て、ヒエラルヒー大学だし、文科大学だと思ふ。二人の大学が、100年もつた「いたこと」が、何ぞそんなにめざしたのだから？！ けれども、それは、おぼろげな解りである。けれども、卒業生のひとりたけい、この大学を選ばねばならなかったことに、腹立ちを覚える。けれども、大学で出会った人から、友人たちを、誇りに思うけれども、この大学を誇りに思う気持がさらさらない。東京大学が、教育の磁場構造の盲腸みたなものであるに、いふことを考へると、本当に二人の大学はないものが世のためだと思ふ。看板を下ろして名前を変えても、た「いふ」効果があるだろう。それでこの大学が本当になくなるというのなら、私の胸骨の2,3本位は、提供してもいい。（胸骨は、あまり使われないのだ。）

2

東京大学は下ろさないか、それ以上に、東大100年祭と100億円募金は下ろさない。東京大学が存続（しそ）するのは「H」という発想が、下ろさないのである。それは、どこからどうみても下ろさないのだ。何かやめたらいいし、やめさせるにこしたことはない。しかし、どうしてもやめようという教授らが「いるのだ」から、それをやめさせようすると、腹がくのもめごととなる。こうしたもめごとと、115と「きちんとつぎあうのも大切であるけれども、けれども、ここでは、別のことを考へたい。問題は、こうした出来事を、根本から絶ちきること、できるかどうか、である。けれども、けれども、研究者として自己規定しようと思つたので、研究者としての立場から、この問題を、東大をめぐる研究状況のなかに考へていきたい。

東大100年をめぐる今回の一件は、日本の研究状況をめぐる病態に、どうやって終止符をうてばいいのか、という、思想的-実践的課題を、ゆいゆいにのまつていふ、といふよう。（この課題にこたえはなしに

らば、(よしなば、納税と誘拐する等の強盜的脅迫手段に5-2100億円資金と失敗に終わらせることができたと仮定して) 100年間に似たような動きは、1105まで起こるであろうし、(よしなば、東大を潰せたといふ) 似たような大学がどこかに出来上ってしまふだろう。) この課題には、開け方がある、2通りの取りくみ方が考えられる。第1の仕方は、研究状況の内部に身をおく者として発想し、己が、研究活動を通して、どのような路線をうちた「すこ」ができるのか、をきつめしていく、という仕方。こゝは、研究者運動という取りくみ方である。第2には、研究を通じてではなく、社会のなかにあるものとして、己が研究状況を打開するいかなる路線をうちた「すこ」を追求していく仕方。こゝは、市民なりの社会運動とよぶだけの、なかに「すこ」をもつ取りくみ方である。大学の社会的責任を追究したり、いわゆる産官学の協同路線を問題化した)、という仕方は、この後者である。学生諸氏が、東大100周年の動きを批判する視座も、どちらかといへば、後者であると考へてはかす。

ゆたしは、ここで、この第2の仕方で、先の課題にとりくもうとす子のではある。たしかに、こゝは重要なポイントではある。ゆたしは、研究者としての自己規定に下ったとき、どのようなことが「できるのか」を、研究者としての責任において、できる限り明らかにするよう、以下をきつめよう。こゝが、この小論を、「研究者運動の課題と戦略」と題している理由である。

前節では、東大100周年の動きに素材をかり、その背景である日本の教育-研究状況を照らしだすようにきつめてみた。こうしたのは、東大という1箇の国立大学が、日本の近代化のなかで、かく置かれているという事態も、きちんと諒解しておきたかったからでもある。こゝ以上は、ゆたしが多少開いてきた、東大社会学研究科大学院での運動目標と、こうした教育-研究状況とのつながりを、整理して提示してみようと思つたからである。この小論が、研究者運動に論点を絞っているのは、大学院の院生という生いでの組織的な運動をどうすすめるかよりのことという、もうひとつの課題を念頭においているからである。そのような限定のため、以下では、教育状況を捨象して、専ら、研究状況だけを扱う。また、研究状況を、専ら、研究者運動の視座から、論ずる。こゝらの限定を、再度確認(2あり)。

研究者運動の課題とは、何か？

ゆたしは、こゝをとりまく研究状況に即していうならば、こゝは、研究の植民地的な状況を何とかして一刻も早く脱する、と考へてよい。こゝを、スローガン的に、自立的な研究空間を創出すること、と考へることもできる。研究者世界の全体に創造的な活力がみちあふれているならば、まったく申し分ない。こゝで、このような状態を実現するには、各人が、研究者としての営為のなかで、最善の力を傾注していく以外になく、こゝが「なすこ」することのすべてであるだろう。こゝでは、研究者たちがあつまって、(研究上の活動とはまた別の)集合的な運動をくむことには、どのような目標があるというのだろうか？ —こゝは、研究者世界の全体的な創造性を阻害し低下させてしまふような制度的、非制度的な諸要因を除去することである。こうした諸要因は現に存在しており、現に研究者たちをなすこ「なすこ」させている、ゆたしはきつめたい。

研究者運動の課題を設定するための前提は、ゆたしは、ふたつあると考へたい。ひとつは、研究の創造的な推進と、目標とすること。もうひとつは、その目標を阻む制度的な課題に、運動としてとりくむこと。

このようにいふならば、「こゝは「なすこ」至上主義ではないか？」という非難が浴びせられるかもしれない。しかし、研究者にとりては、研究を以て自己目的であつて構はない(いや、自己目的を以てはなすこ「なすこ」)と思ふ。研究とは、方法にあつて組織(たいてい好奇心の発現であり、人間として生きていくに値するたつたりの知的世界を構築しようとする、大それた野望である。知的営為は本来無償であり、無料のよこひである。(どうかなら、研究者とやりあふるな。) 研究者として自己定位する者は、断固、自らの研究活動を肯定しやりとがなすこ「なすこ」である。研究が、研究以外の何ものかに従属するということは、あつてはならぬことである。このような研究の自立的な緊張も、精神の自由もなくて、大学の自治、学問の自由が問はれてくる。

研究活動が惹起するさまざまな悪影響というものがたつたにある。ゆたしは、研究活動の結果が(好ましい)改善を社会生活にもたらすこ「なすこ」があるのと、うらはらである。よからぬ研究をやめさせる(おこなふと、積極的に後押しはしない)という運動はありよう。(しかし、こゝは、研究領域内で研究者運動として展開したいはなすこ「なすこ」である。ゆたしは考へてくる。ある研究者がある研究活動をしようとするならば、他の研究者である、何人である、こゝを中止させることはできない。(もしこのようにいふこととあるならば、こゝは、フェイク・カスターニズムがかりなすこ「なすこ」である。) 研

究の内容に対して注文をつけるなら、研究の命令の外側から、社会運動の論理にのっとり、注文をつけてもらいたいものである。社会は、もちろん、研究活動に注文をつける権限をもちているだろう。彼にもまた存し研究に投入した資源を投入したり、手前勝手な研究首匠らと大勢スラスラさせ、ただ飯をくめておいたりしなければならぬ義理はないからだ。社会は、ある場合には、そのうち特定の研究を皆とて、これを助成し、その成果を利用しようとする。またある場合には、特定の研究を止め、これを従事する研究者たちと、飢えるにまかせようとする。これは、社会の勝手であり、研究に内在する論理ではないのだ。

すなわち、ある研究が犯罪(的)であったりなからたりべきものは、研究活動が「措かぬ」社会的な脈絡に全く依存している。たとえば、台教授の「人体実験」を例にとろう。彼の研究が「犯罪」であるのは、脳組織の摘出を行って患者に因るのではなく、彼の行為が、治療を遂行し、患者のく権を侵害し、痛みといったことに因る。治療行為としての脳組織摘出(ロゼミー)は、(現在の医学的な常識からするならば、たしかに、きつめて好ましくない処置であるけれども)治療行為としてなされる限り、犯罪ではない。そして、摘出された組織をただちに廃棄することなく、標本にして観察したとしても、許容された医療行為もしくは研究活動の範囲を以てしている、とはいえないだろう。問題は、治療上の必要がないのに、研究上の目的から、患者の脳組織を摘出したかどうかなのである。もしそうであったとしたら、彼の罪状は明らかである。すなわち、医療行為を成立させている法体系に、抵触するからにはなるまい。(実際問題として、犯罪行為とすべきでない行為との間に線を引くことはむづかしいが、根拠上ははっきり別しておく必要がある。) 台事件の核心は、ここにあるのであって、別に彼の「研究至上主義的な」偏執が、犯罪を直接構成しているわけではない。台事件から、「研究至上主義」の告発を、教訓としてみらびきたりするとすれば、はなはだ「まのめけた話だ」と思う。

ある行為が「犯罪」であるか否かは、特定の法体系と関与的である。たとえば、ある社会では、生体解剖はななく死体解剖までが「犯罪」とみなされるかもしれない。ある行為が「犯罪的」であるか否かは、特定の習俗ないし信念ないし思想にもとづき、正当性の基準に関与的である。たとえば、原爆開発が「犯罪的」であるという主張をみてみよう。たしかに、人道に、原爆は許すべからざるものである、すなわち、原爆の研究開発計画は推

進されるべきではなかった、という論難には、ある根拠がある。しかし、原爆開発は決して違法な犯罪ではなかったし、むしろ国家による積極的に推進された。原爆の研究開発は、ある社会による皆とて、理に助成されたのだ。ゆえにこの社会は、原爆の製造を肯定するような回路を内蔵しているのだとすれば、勝負はどこについてしまっている。原爆が投下されたあとで抗議しても遅すぎるのだ。それをcheckする仕組みを作動させなかったのだから。原爆は、研究に埋没してその社会的意味を考慮できなかった研究者たちが「作りだ」してしま、たのびなない、社会がそれを必要としたから、原爆を阻止する力がすでに敗北していたから、生まれたものである。他のあらゆる研究が、同じような似た事情にある。

あんなにこの研究活動のもたらす社会的(悪)影響についてまともにも考えようという人々は、自分たちの敗北を棚に上げ、全てを、社会的視野を欠いた専門馬鹿の如き研究者たちの責任に帰すようなことが、なならない。問題は、研究者の社会的視野や倫理感の水準にはなないからである。事態は、はるかに、いっそう、深刻である。研究者諸個人の社会的責任を問いつめるという仕方は、確かに(自らの研究活動の社会的意義についてあきらむほど「無神経」ではなない)判つた存し、研究者が「多」の、むしろ連中に事の重大さを悟らせるという「みどり」ショック療法として不可欠であるといえるかもしれない、しかし、問題の核心はそこにはないのである。ある研究活動の悪影響を阻止したければ、その研究活動を支持している社会勢力(社会体制とのあいだに、ことを積る運動を組織しなければならぬ。そのときには、研究者もまた、社会の一構成員(研究の需要者)としての資格を、たまたかたなければならぬ。ゆえに、これを、研究をめぐり社会運動として、研究者運動から区別した。

研究者運動は、当該の社会が研究全領域に給付する、資源の配分状態、を所与と考えるところから、出発する。(これを所与と考える、主要に問題にするのは、社会運動の視座である。) とうとうで、研究者運動の問題とするのは、つぎのことだ——① 研究の各領域間での資源の分配、研究の物的環境の整備、② 研究者となるための基礎教育環境の整備、③ 研究機関、すなわち、研究職の配合機構、並びに、研究組織、すなわち、研究計画を遂行するための研究集団の形成、をどのように構成するか——。

研究を創造的に推進することから、研究者の唯一の関心事である。しかし、すなわち、最終的には、研究者の団体的な営みに属しているから、そのために、直接には、いかなる効果的な処方箋を下すことも、できはしないだろう。できるこ

とは、障害となる要因を除去することである。すなわち、研究者集団の政策目標にも、運動課題にも、なることができる。そして、研究者運動の目標は、それだけに限定されたものではないうち、むしろ、(特定の研究プランを創造的に推進するための、特定の研究目標を掲げた研究者の集団形成や運動形態) といふものも、ありうる。これは、研究(上の)運動や、学派活動とよびかきである。ここでとりあげている研究者運動とは、区別されている。

このように限定を施さなければ、"研究者運動は、そもそも普遍的な名義をもつことのできるものではないか" という疑問が湧いてくるかもしれない。しかし、研究者運動と、研究をめぐり社会運動とは、異なる水準の問題であり、長期的にみてその"汎用性"も異なるのである。むしろ、これにたいして、研究をめぐり社会運動は、あつたのがある、無益な、あるいは犯罪的な、研究活動を阻止したり、人類の福祉に貢献する、あるいは、社会の普遍的な要請にこたえる研究活動を助成したりすることができるともいえる。しかし、これは、そのときどきに応じて社会が推している利害関係や信念体系を、研究領域に投影しようとする以上のことであるのだろうか？ "よい研究"や"役に立つ研究"といった観念は、研究世界に内属しているのではなく、社会から見られるレヴェルにすぎない。こうした基準が妥当なものだったとしたら、今日創造的研究として知られているものの中には、その萌芽期のうちに、余計な、良からぬものとして、とくに摘みとられてしまっていたらう。

こうした研究者運動について、一般的にのべておけば、実は「左」が「右」のことで、以下では、東京大学の(社会学研究科社会学Aコース)大学院を例にとり、いまのあたりの種々の要素がどのような具体相においてあらわされていくのかを、みていくことにしよう。

3.

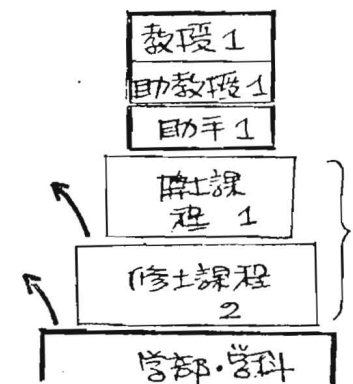
大学院は、職業的な研究者の養成機関とみなされているので、前頁にあげた、研究者運動の3つの課題——① 研究環境上の課題、② 研究

者生産上の課題、③ 職業的な研究機関をめぐり課題——が、それぞれいかにまわっている形で、姿をあらわしてくる——の、図表問題、予算問題、④ M&D問題、⑤ 就職・人事問題。そして、これらは、大学院生層ないし大学院自治会で、主に議論され、制度改革要求の対象となってきた問題系列でもある。わけわけは、まず、研究者養成機関としての東京大学大学院社会学研究科(社会学Aコース)の実態に考察の光をあて、そのあり方を検討してみることからいじめたい。

日本で、大学院のような高等研究教育が整備されるようになったのは、戦後からの時をへてからであった。(東大で大学院の学則が定められたのは、昭和28年=1952年のこと、すぎない。) といふことは、要するに、卒業しても何となく大学の研究室に残っている、という程度以上のものではなかったはずだ。(特別研究生との他の制度については、省略しよう。) 大学院は、制度的な根拠もなく、大学のなかで息を吹きかかっていたのである。ところが、戦後、アメリカ留学が盛んになり、優秀な若手が帰国して、頭脳流出の例が目についたりするようになるにあたり、大学院教育の重要性は、誰の目にも明らかになっていく。アメリカでは、もと足先きに、大学院での教育が、大学教育の中核的な位置を占めていたのだから。

日本での大学院制度は、しかしながら、さゆめ之変則的な形で、導入された。大学院は、学部学科を構成する単位である講座を基礎に、それに対応する形で、定員枠が定められ、学部・学科の上に屋上をきかしたような、一種の間借り的な恰好になっている。最近、情報系の新設大学院の例のように、学科がなるとして大学院だけを設置することもできるおとなで改正が行なわれたが、大学院の大部分が右のおとな組成をえていることは、たしかである。(大学院の教官組織も、学部とは別立であるが、運営の実態には多分に重複がある。"研究室"なるものの存在が、その最たるものだとさう。) このような制度上のありまは、日本の大学院が、大学院教育独自の理念を實現するようにして作られたのではなく、むしろ、大学院も作らなくして、という自己目的以外の理念をもつ

〈講座〉



いなかったことを証示している。

現行大学院制度で、もうひとつ注目しておくべき点は、修士課程から博士課程にアクセスして、定員が半々に切り縮められていることだ。これは、どのような根拠にもとづいて定められているのかはわからないが、つまるところ、修士課程を修了して博士課程へ進学を希望する者のなかから、半分程度を排除してしまうことを、はじめからこの制度が予定していることは、明らかだろう。おそらく、研究職ポストにみあう程度にまで、員数を、あらかじめあらいわけて絞ることを目的としたための選択装置を、この制度は内蔵しているとしたらいい。

このメカニズムは、うまく作動しているのだろうか？ けれど、答えはさしずめ、否定的である。なぜかそのとおり。大学院の今の制度を考へて、またこの制度がうまくいくだろうと考へている人々の、つぎのような前提に立っていることがある： (i) 大学院の修了者は、(どうも一人ひとりとくらべて明らかに) 以上と言つて言つてよい(専門的・職業的)な研究者としての実力を、そなえている。(ii) といひ、大学院の修了者が、それに適当しい研究職に就き、それ以外の人がどうとは限らなは、当然のことだ。——この前提にたつたら、いまのような制度以外に、大学院のつくり方はないだろう。もし、ゆたしは、(i)も(ii)も妥当しないと考へる。といひ、大学院に在籍することが、専門的職業研究者であるための、必要条件にもまた充分条件にもなっていない、ということだ。

実際、(けれど知る、社会学Aコースに話を限定して) 大学院のトレーニング・プログラムは、存っている。一線の研究者であるためには、それが必要で、何を身につけていなければならぬのか、どんな能力、どんな知識、どんな技術が必要であつて、それらをどのようにトレーニングによつて獲得するのか、まったくはっきりしないし、また、はっきりしたときいていない。Aコースの自治会は、修士論文審査の基準を明らかにするお、申し出たことが向うがあるが、といひ、明示されなかった。専門的ないし職業的の研究者であるための基準がない、もしくはあってもいかにあつたか、と考へたら、研究者としての実力なり学力なりを評定(たり審査)したりすることが、どうしてできるのか、不思議である。

このあたりの事情は、研究科ごとに、あるいは、個別専門領域のちがいに依つて、まちまちであるだろう。たとえば、文化人類学であれば、基準はもつとはっきりしている。そこでは、博士課程のあつたに、フィールド調査を独力で

ひとつの成果が、専門研究者として自立する上で、必要にして充分な要件であるのか、大学院での教育はそのための準備として位置づけられている。といひ、修士論文は、何一つアリ・ナシは決まらず、むしろ、既存の学統の概念枠組みをいかに習得したか、調査予定地のモ・クラフエなどのように洗練したかが、問題とされる。修士課程への入学試験で、外国語が重視されること、修士論文および博士課程への進学決定が無審査に近いことも、一応ともな根拠をもちえていると考へられる。 (ただし、修士課程から博士課程への進学に際し審査が行なわれない、といふも、といひ、どういう根拠にもとづいて選別をもち、早い段階——修士入学の段階——で行なわれる結果、制度の一環様が空洞化されたからにすぎないことに、注意しておくべきである)。

大学院のような高等研究機関で教育をうけることが、ゆのみちの専門家として一人立ちするだけの実力を身につけたことにあるだろうか、学問分野によつて全く異なるだろう。医学、工学、… などの分野では、素人と専門研究者との差は歴然としている。といひ、文学、史学、… なども、また、多くの社会科学においても、一般的に言つて、(現状の) 大学院を卒業したかといふだけの研究員としての実力があつたと思つて考へられるほどの差は、何ひとつないだろう。(むしろ、人文・社会科学系では、とりわけ語学などは、在野の研究者の士業に、なかなかに独創的な業績の多いのか、事実である。) であるといひ、大学院修了を、研究職につくための必要な資格としたりすることは、私的な差別として現実化する恐れが多分にある、といふと思つて。

ある学問分野の大学院において、そこを何とトレーニングとして考へることが、はっきりさせることができていないなら、いつたつたところを基準として、修士、博士課程の入学を許可する(しない)ための選抜試験を行なう、といふのは、各人の研究者としての採集も、実際には決定的に左右してしまう。大学の試験を、いかに加減な根拠で行なわれたのでは、たまたま、ちよとではない。この点の反省抜きで、考へているといひ、実のところ、たまたま、と考へる。試験を課する側からは、"各人の能力や適性の有無ぐらいは、おのづから判るものな"、といふかもしれない。さもありながら、といひ、ふた通りの応えを考へ、しつこく考へ、ひとつは、同じように扱えば、ピー玉を転がして、核のふたつ行(の)やとまるのちがう、いふことは、ある時点を見れば、各人のちがうちがうちがうといひ、といひ、各人の研究者としての採集とどのように結びつくのか、はっきりしたことは考へないだろう、といふこと。もうひとつは、もし、大学院で

教育というものは、人から人へ伝えている能力や態度が、研求を随所に規定するものである。—— 1111が2111は、大学院教育が「これにたもつたか」でないならば—— 存在にゆえに、大学院という制度体が（とてよむ、2=12勤務する教員が）存在する必要があるか？ 大学院が大学院での組織的な教育による優秀な研究者をうみだすにたすだけの存在を發揮できるのだとすれば、大学院は、不要であるとして廃止される。極端に言って、図書館と、演習室と、コンピュータさえあればよい、という議論が成立するはず。やはり、最近ますます、そのような考え方に接近している。

「学問の内容が初期で堅固で固定的であるならば」、特定の専門知識や技術を継受するための組織的で一律な訓練が必要とされる場合が多いであろう。社会学という専門領域では、また「学問の内容がはなはだ流動的である」、誰も一定した研究者養成プログラムを規定できずにいる。

社会学Aコースの履修制度は、どのように作られているのだろうか？ 今のところ、これは、さうして理不尽かつ不合理なものである。特に、これは、当然としてよいはずの基礎的訓練を、おおよそはできていない。1111は社会学は「形成途上の学」であり、また、いくつかの互いに相異なる傾向に分裂を生じているからとて、おのずと、そこには、社会学という一つの領域を決定させる根拠をなしているような、基礎的な共通項があるはずであろう。12も、45が、という組織的に教授するカリキュラムは、組織化していると思われないのである。1111は、各自の基礎能力形成のかなりの部分、独習にまかされることになる。これは、結構なことだ。ところで、第2に、社会学Aコースの履修制度は、必ずしも必要であるとは思われない多くの演習を、大学院生に課することになる。もちろん、これは、ひとつは、大学院設置基準がなにかにせよ、「東京大学大学院学則」の定めるところにより、学生の取得に必要な履修単位が決められていることに、もとづく。この問題は、修士課程に集中してあらわしているのが、詳細は、学則の規定により、修士課程の学生は、30単位に相当する演習の単位を、履修（なければならぬ）上に、2年（実際的には1年4）もしくは3年で、修士論文を提出しなければならぬ。これは、明らかに、過重な要求である。教員スタッフもこれを認め、「研究指導」という名の「トピックス講座」を作った、負担の軽減を5年ほど前から打ち出したのである。けれども、たつと負担の軽減にならぬ場合があったり、年間4単位の計8単位程度が、焼酎石に水ということもあって、必ずしもその実態はあがって

いない。そのため、自分の研究計画に多少の自由度を持たせることには、場合によっては、単位を課せぬために、任意に出席するはめたたのうな演習で、1111ができてしまう。

結局、どうやってこれにたもつたか？ 大学院とは、一入で履修することを、自につらさせるとも（な）いずおきながら、もう一入で、どうしてこのことを、教えるために、学生を単位で履修しつめておくような、ところではないか？ これは、教員の考えよとある程度、学生の苦痛とある程度、1111は、現在の履修制度が「不可避にうみだして（もう）状態なのだ」、と思う。社会学が学問的内容の分散状態は（他国はさしらず、現在の日本では）ひと昔前にくらべて、一層はなはだしく進行してきている。大学院に種々について、昔の研究者たちは、どうしたか、各人にもともあった研究の主題とスタイルをたもて、模索をつづけていたのだ。こうしたときにこそ、もっとも多様な試みをおこなうことができるかと思う。その1111で、社会学Aコースの学生を中心に、とておぼろしい程度多数の研究会が活動し、種々の（非利権的）共同作業が盛みであるのは、当然のことだろう。必要な単位を取らず、正味の履修をかいくぐり、多勢の人々が「よい」の精力をさいているのは、余程、必然性のあることなのだ、とさう。これにたいして、社会学Aコース（に属する、もとより野郎）の履修制度が、殆ど適切な対応を示すことができないのは、どうしたことだろう。人にもよるであろうが、学則から見て、改訂の組織みからとれているテーマを、とておぼろしい程度、履修制度と研究計画とのギャップは、埋めたいとて、（「1111」は、議論の、大学院の制度的教育システムは研究活動に対する最大の阻害要因であり、もはや「シャモノ」でしかない、とあってよいかもしれない。

単位制度といふのは、本来は、選り好みで（1111）本人の自由な研究計画を実現するための最大限の自由を与えようとするもので、ところが、現在の履修制度は、たつとどういふふうになっている。修士課程の場合には、修士論文を書くことが進学にかかると最大の課題であるので、単位制度が研究計画の自由を削減するようにはたしては、また、博士課程の場合には、安定した単位を取らねばならないので、単位制が空間にしている。たつと、この際、単位をばらばらに履修制度は、認められてしまう（あるいは、2111が知識上無理であるというなら、単位を無条件で与える＝乱発する）。「トピックス講座」をいづくか、1111、実際的に単位制を振き（121）が、1111の

はないか?」か?

社会学の存在領域を、現状のままの制度的な大学院教育と、研究意識の中心に位置づけるのは、ふしじふだが、いいのだ。ひと昔かまた昔まえ、積のものを解いて、手軽に「成果」があげられたような時期には、セミナーで知識を効率よく「注入」することが最も大切であり、それを大学院のものとも主眼なあり方だとすることも、できたのかもしいない。しかし、知を生産しようとする時、そのはたさるべき試行とは必ず制度的な壁を越えなければならぬのである。おとらしく大した根拠もないが、制度的に決められてきたものの外開きにとらわれない、履修制度の全体をとらえかえす時期に、とくに来ていると思う。その場合、やはり、つぎのように改革するのがひとりの可能なあり方ではないか、と考えている。

まず、大学院の正規の schooling を、その現在占められている重みに反比例した重みづけをもつものに、移行させる。(これは、具体的には、単位制度の廃止ないし空間化を含む。) そのうえで、セミナーの運営を、小まかりのさく機動的なものに、変更する。これは、① 学生各自の研究計画や、種々の研究会の運営に、余裕を与えること、② 教員に、余裕な時間とゆとりを与えること ③ 演習を、集中的で定のあるものとする、を直接のゆとりとちるものである。のこりにしてはすでに述べたので、④、⑤について、補足しよう。大学の教員は、明らかにながかりすぎる。(かも、大学院専任の教員が少ないせいもある、博士課程の院生など、事実上放置されているに等しい。週一回通年4単位の演習が、大学院ではほとんどであるが、これは1311313の意味で中途半端で、この形態に固執する理由はないだろうと思う。ゆえに、半年だけやるとか、それを1年やったり、隔週のものを不定期のもの、異半世のものをとるなど、演習を特定の目的のため、小粒だが柔軟なものにするには、一方で、演習の実効性をあげると同時に、実質的なサバティカル制(教員交互休暇制)をとりいれることも、できるだろう。(例えば、半年やたらあとは休み、とか、2回合宿をしたあとほなしとか) 演習が、集約的だがまた、密度が高い、時間的余裕の多いものになるには、院生の参加も一層容易になり、関わりの方をもたまりすぎにちがいはない。

いまあげたのは、別々一風にならねばならないのだが、要するに、制度的な演習の固定的に二つある、教員はいやが上にも忙がしく、院生はゆとりゆからぬまま1身相互を拘束する、というのは、研究の多様な発展にとりまて得策ではない、と訓いた。演習は、現在、教員が院生の単位を認定する、とい

う制度上の定めを根拠にして、他の研究会や集約的な研究活動から区別されているのであるが、単位の制度によらずに、活動の実質において、すなわち、教育職にあり研究者(=教員)が主宰者(もしくは、参加者)の研究会として、他の研究会と統合するわけにして、それが「きついな」か、と、思う。そのようにすれば、「研究を志す人々」が「集まる」ことの基盤が、きつめでは、よりみえてくるであろう。

また、以上の通り、研究者養成機関としての、大学院(東大社会学研究科社会学Aコース)の事情について、ゆたかの観察をのべてたのであるが、これは研究員運動とゆたかの度合いがないではないか、と思うべきもあるかもしれない。しかし、実はそうではない。研究者運動の戦略的課題を構築するためには、日本の研究状況、とりわけ、高等教育研究機関の内幕を、いかり見届ておく必要があるだろう。

ゆたかが確認してあげたのは、(さしあたり、東大の社会学Aコースを念頭におくことにしてもいいが) 日本の研究者養成機関が、専門の職業研究者を独自の供給するだけの力量を有していないこと。しかも、特殊排他的な「人」形成を行おうとする正当な根拠も、見出せないであろうこと。である。一方で、たとえば、医師という職業を、念頭におくわけである。この職業は、さまざまな理由から、医師養成機関を修了し、医師の資格をえたものだけが、就くものである。医師を養成するコストがかかるのに、限られた資源を一人に振り分けざるゆけは、ない、として、医師となるための訓練をへた者は、他の者との間には、知識や技術の明瞭な差を生じ、——このあたりで、医師という職業が、医師養成機関の出身者による独占されること、とこれはある合理性がある、と考へよう。(もちろん、精神医療の現場では、医師と看護士、Workerの職域をめぐり、大がかりな問題が生じているが、そうしたことは、ここでは、解いておかない。) したがって、たとえば、社会学研究者の場合はどうだろうか? 社会学研究者となるためには、(後分かの自己犠牲を基礎に入れたうえで) 大したコストがかかりなげでもない、また、訓練の仕方が、より少ない位であるから、大学院出身者と勤勉な「素人」とのあり方に、大した力の差があるとは、考へるまい。では、大学院の出身者だけが、専門の研究職を独占する、というふうなことがあつたらいけないか?

この問題は、もともと大切な点である。現在、専門の研究者として研究職に就く途は、大学院で学ぶ、と修了するにすぎない、といつて、いいだろう。では、大学院出身者は、優秀であるから、研究職を占めること

に在るのか? 3) 又、大学院の出身者であるという経歴によつて、研究職を占めることに在るのか? 4) 又、後者が実相であると判断している。そして、もしこの判断が誤っていないとすれば、大学院による研究者養成制度は、研究状況のなかに、差別なものは、権力関係をもちこむものである、とまゆわけるはならない。研究者運動が、このような研究状況と問題としないわけは、行くであろうか?!

わたしの議論を、もう少し裏付けしてみよう。本職言のなから、大学院の入学者、進学者と規定する際考慮する要因として、教官は「能力」のほか、制度上の定員枠、および、将来の職情勢の逼迫をあげている。これは、常識的にはうなづけることかもしれないが、その含意を考へなければならぬ。簡単に言つて、まが背景にあるのが、研究職(ポスト)をめぐる(潜在的な)競争であり、その競争を乞ひし、潜在的な競争者をあらかじめ排除するように、定員が「音かき」であるのである。研究者養成機関としての大学院の、もう半面は、研究職の希望者排除装置であり、まがきたい権力装置であるのである。それが差別として現象するのは、排除が「いかに多いもの」でありうから、である。すなわちわたしの考へとして、大学院教育は、研究者としての実力を磨く上では、必要なものでも不可欠なものである。すなわち、(定員と理由、あるいは誤り、あるいは何か他の理由で)大学院に籍を置かざるが、研究(希望)者が、彼独自の研費をつんで、誰とくらへて選色のない研究者となることは、社会ありうることだ(実際には、現存する制度的な壁のために、研費を断念してしまふ場合が、多くない、として)。大学院の日々の営みは、(その出身者(ポスト)が研究職を占めるという点と、どこかで「飽む」に限りで)不絶に、差別をうめだし続けている。それは、考へに及ぶかもしれないが、差別なのである。教官が各自の在りしることに意味を知らず、それは、差別的・権力的な状況が、意識の中のほう(のか)見えないのか、忘れらるるのか、いかにある。

日本的な研究状況の特質としての、植民地的状況は、先づこの点。さうしたとすれば、研究職とは、知の独占的な代表職ではない。独占的であることは、差別を必要とし、前提とする。東京大学とは、このような、研究の植民地的状況を築いた、職業「研究」

者の、独占的な地位を維持するのである(ある)。このような病態が、学園人脈、コネ として現象してくるとき、わたしはこれを「醜態」としか呼ぶことがないに思ふ。何か適切な歯止めがない限り、現在の研究状況は、つねにこのような病態へと転落(2)ゆくものであることを、肝に銘じておくべきだ。

研究状況における差別と権力について、考へてみるために、最も大切なことは、研究者と研究職とを、ゴッソリにしてしまふこと、という。研究者とは、研究という営為を行なふもののことである、研究者としての彼の存在は、彼の研究活動によつて(のみ)保証されるものである。一方、研究職とは、研究活動の従事者のための、職をいう。研究職に在る者、すなわち 職業研究者としての彼の存在は、ある特定の雇傭関係のもとにあることによつて、はじめに保証されている。研究者は、知的営為によつてみらるる、人間の規定であり、研究職は、特定の社会関係にあるのである。すなわち、まが第一に、研究者の存在は、人類の組織的な知的営為のほゞまじりともて古い、研究職なるものは、ほんのこゝに最近出来上つたものであることを、知るのはなからぬ。第二に、まがの研究者が、研究職に就くわけは、また、あつて研究職に在る者が、さうでないものよりも、研究職に在るわけではない。第三に、にまがから、研究者は、おのづから研究結果を盗突するわけに、おのづから研究条件をもとめるものであり、つまりこゝで、研究職に就くことを(さうは)めぐるものである。そして、(いかにの社会はまが充分ゆたかでないか) 研究職ポストの数も、研究者の数の方が、はるかに多い。このような事象関係が、あつての基本であるだろう。

研究状況とは、ある社会にどのような研究者たちがいて、どのような研究活動をくりひろげているか、という。さて、さきに、日本の研究状況が、特有の植民地的境界を先にしていないことを、のべて。それは、日本の研究状況を、出発点からついでに食した、いかにが今日なお、拙試でまじりにして、いかに。研究状況の貧しさとは、研究職の少ないことではない(それは、つねに、いかには、いかにである)。むしろ、こゝに研究職につかない研究者が、いかにに在り、研究環境の劣悪さ(たとえば、文献に接することのむづかしさ)であり、研究職につかないことが、研究者としての権限へ転化してしまつてある。研究者たちのあつては、非学問的な作用力——研究職に在ることをめぐつて生ずる差別と権力関係——が、はたらいてしまつて、ある。研究職というものが、いかには、いかに、その希望者である研究者

が多量にあるとすれば、研究上の力量にそとわいて、任用を行なう以外に適当なやり方は考えられないであろう。これを、実力主義ないし、業績主義ということが出来るかも知れないが、日本では、1は力かつて実力主義が成立したわけにはない。大学はおおむね差別と閉鎖性によりかたまっており、その一方で在野の研究者たちが擁護と拮抗して立ち（むしろ、その独立性とエリート意識により、在野研究者の方がまわっている分野が、少ない）。研究の内在する序列秩序と、研究職における研究の序列秩序とは、いかようにも異なるのである。研究者と研究職とをどのように対応させるのか、実力主義にどうのかまるとか、それ以外の根拠をもちこむのか、は、研究状況と大きく左右するので、研究者運動の政治的な課題となるだろう。

ここから、いさよと云うなければ「あるべき問題が生じてくるが、それらにたいしては、おそろしく普遍的に言いうると思われる事柄を踏まえておこう。まず①人は、誰かが「研究者たらんとせし、研究者としての活動することによって、研究者である」といふこと。何れとも、ある者が研究者であるのことは、出来ない。各人は、各人の責任により、研究者となり、研究者である。このことはある人が、別の人が「研究者であるか否か」を定めたりするということが、原理的にありえないはずであること、留意している——たとえば、それが大学の教員であるとしても。また、このことは、権限の絶対的な制約のもとでのことである限り、研究者の研究条件は、ない研究環境に、いかなる差別をももちこんでいるものとして、留意している。研究条件を構成する資源の種類については、後述する。）
また、各研究機関は、そのその責任において、何らかの研究上の基準のもとにおいて、認めるべき研究者と研究職に任命すべきこと。とこれ、あらゆる差別をもちこむことは、許さぬ（というのは、それは、研究状況をゆがめしてしまうから）。あらゆる研究者は、（出身や資格のいかんによらず）あらゆる研究職に応募する権利が与えらるべきである。各研究組織の採用基準が、まちまちのものであるのは構わないが、各組織は、その基準が正当なものであること、その採用が研究状況を歪めないことに関して、責任をとらなければならぬ。研究職をめぐる競争が予選であるならば、上の立場が、議論の出発点となるであろう。要するに、研究職は、公正に争われねばならぬ。また、研究職にないからといって、研究者であることをいささかもたげらるべきではない。というこ

とだ。

4

周知の如く、東京大学大学院社会学研究科（以下、社会学Aコース）の院生運動は、二十年来、入学、進学、なすび、就職、無職、無職、公開の原則を掲げてきた。この、公開の原則と、なすびの原則の二つの原則的な視点とを、いさよと云うこと、すなわち、できるならば、大学院Aコース自治会の運動を針と、研究者の権利闘争として解釈しなおし、いさよと云うこと、構築（なすびと、いさよ）から読みよとすることである。

東大斗争（'63～'69）およびいさよ以後の諸情勢のため、このおのれに、大学院自治会、および、公開の原則が生まれたのか、については、わたしは詳しい事実経過を知っているわけではない。しかし、わたしは、いさよの基本的事実を、ここに掲げておくことは、必要なことだろう。① 斗争後の「収拾」段階にあって、社会学研究科全体（Aコース、Bコース、国関、文人）の「自治会」が、社会学研究科委員会から、「公認」された。これは、正門附近の寺の本堂が何処かに双方泊まりこんで交渉をもちこむことらしいが、その場で、②（入学、就職等に関する）全般的な「公開の原則」が、両者のあいで確認された。（この確認の内容は、はっきりと伝わっていない）③ その後、社会学研究科自治会は、成立せず、この8年間、そのプランである「Aコース自治会」のみが、存続している。Aコース自治会と、Aコース教員会議とのあいの関係は、「公認」といふものではない、いさよに準じた紳士的関係である。（すなわち、社会学研究科自治会が解体したのか、はたしなくても、そのひとつの要因は、東大斗争とのかかわりである、立場のちがいはあるにせよ、思われる。公認された自治会は、とちかといは、"収拾—七学部委員会確認書定稿"で動かしていったようであるが、文化人類学や国際関係学等のように、東大全公開として活動に動いているところも多かったはず、両者の衝突をささげられたということであろうか。）④ 公開の原則の一環として、大学院（修士課程）入試時の、内選制——定員の半数を、あらかじめ各教員が、希望者の中から選

らんと、入学を内定する、という制度——を廃止した。(この改革の背景には、社会学科分科会議、ならびに、大学院志望者連絡会議の、強力を背景とした) ⑤ さらに、Aコース自治会と教員会議とのあいだの「確認」として、就職に関する公開の原則、が確認された。その内容は、(i) 研究室推薦の廃止 = 応募の自由の確認、(ii) 就職に関する情報の公開 = 「一本釣」の禁止、(iii) 就職に関する情報を、自治会のルートで流すこと、(iv) (指名による就職等) 個別ルートについては、自治会に事後報告すること、等であるのだが、なお秘密を諒解となっていない部分もある。⑥ '95 ~ '96 にかけて、Aコース自治会ならびに院生の要求と運動により、社会学科助教授ポストは、全国公募制をとることを、社会学科教員会議は決定した——

公認以来、(Aコース)自治会の運動路線は、主要には、(1) 就職問題、(2) MD (修士課程 → 博士課程への進学) をめぐる問題、を軸にして、展開してきた。もちろん、その他に、(全国公開試験を行なっていること、エシオリ運動課題からは外れは、しているHUIなども) (3) M入学問題があることは、いうまでもない。これらの問題は、公開の原則と、いかにかかわっているのか?

(はなはだ、漠然としており、なおかつ抽象的であるとはいえないが)、「公開の原則」が、なぜ10年ものあいだ、大学院生層の運動の指導理念でありつづけてきたのか、この原則的な理念が、どのような現実性をめざしているのか、を、まず理解しなければならない。いまあげた(3) → (2) → (1) は、人が研究職へたどりつく(つかない)ための、順次的な選別のステップなのである——事実上。日本では、「実力主義」の原則は妥当なから、この「予備的な審査の諸段階」を、いちどでも通過しなくては、競争資格を喪ったとみなすことになること、(なりがちである(事実、研究職への他の応募資格が、このように制限されていることが、多い))。したがって、よい研究機会を定める研究者多数が、稀な研究ポストばかりではなく、これに至る稀な研究機会をも、とり囲まなければならない、という事態が現出する。研究を志す者は、ほとんど例外なく、各人の利害を介するおとりに、この、研究機会をめぐる競争に、好きと好まざるにかかわらず、参入せざるを得ない。大学院 = 選別装置 という性格規定は、このように状況を、表現するものではない。

②のMD問題——誰が博士課程の在籍資格をうるか——が

②のMD問題——誰が博士課程の在籍資格をうるか——は、こうした研究機会をめぐる競争の存在と、大学院生層の存在と、このように議論されたことか? 議論のつみかたは、なされているのは、MD問題であること、このことについてみよう。自治会は、現在のところ、明瞭な運動目標を持って、これに反対してはいない。公開の原則を、この問題にあてはめるとするから、博士課程入学試験を、現状のように、見大Aコース出身者優先とするのでなく、広く公開する、という要求に、なるのが当然であるだろう。しかしながら、Aコース自治会が、このような運動方針を採用していないのは、修士課程在籍者の利益を、この問題に奪う結果になること、おそれているからであり、現在の過抑圧、競争状態を、この以上延長するまいと、感じているからである。

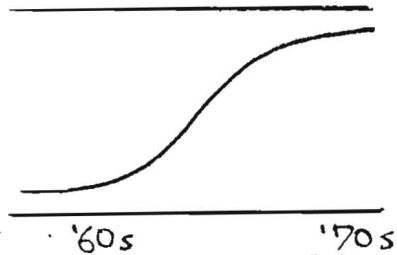
けれども、この問題をどう考えればよいのか、和らげたい人は、公開の原則とは、競争状態をみとめ、より「公平かつ公正な」競争を要求する、という、はたして「消極的な要求」か、あきらむべきだろうか? (しかしながら、現在の研究状況のモトでは、それが、むしろ積極的な意味をもつ、唯一の運動理念にちがいない、という直感があった。そして、それは、つぎのような論理によつて、裏付けられるだろうと、わたしは考えようになつた。

大学院は、現在、研究職に到るための、経歴をうる研究機会という、特殊な位置が、与えられている。しかし、研究職を自覚する者にか、ゆらぎ、と、いふ、貴重かつ稀な研究機会を提供していること、もまた、正しいである。と、いふ、二つとも、大学院という制度の現状を、① 研究職に到るための研究機会、すなわち、先づき、就職機会、② 研究室としての自己を養うための機会、すなわち、専攻の研究機会、の2つの契機を分解して捉えることが重要だ。そして、公開の原則とは、② E. 公平かつ平等のみならず、提供の機会、であると同時に、①の就職機会も、公平かつ平等に、開くことではない、と、いふ、ことである。①と②とは、別々のことである。就職機会を無条件に提供することにはできないだろうが、研究機会は、これに較べると、はるかに潤沢に提供することが出来る。と、いふ、大学院を、就職機会から切りはなすならば、(2)、(3)の問題は、公開の原則にもとづいて、一貫した立場から対処できるはずである。—— といふ、むしろ、言い直せば、つぎのような: ひと昔ままで、大学院を修了すれば、たいてい大学の助教授とか研究所の研究員の勤め

口ぐらには、みつかったこともあったかもしれない。しかし、ほむせの中は変わった。左が「大学院を出た上で通用するほど」、世間は甘くない。その一方で、大学院が「研究費」と「研究員」をつまみ食いという人々は、増えはかりである。とかいって、大学院と就職とを切り離し、必ずしも多額の研究(志望)者を大学院へむかると同時に、研究職への応募資格から、大学院修了の条件を外すようになった。よいことはないか。

ここで、多少の横路にまよるかもしれないが、最近急増しているものの、研究職への就職状況について、系統的な考察を試みよう。わたしの考えでは、若年研究者の就職難の原因は、ふたつある——ひとつは、急速な高成長のあとの停滞、もうひとつには、研究職の終身雇い制。このふたつが複合することによって、さうと、経済法則のようにはたらく必然性において、いわゆる「就職難」が出来る。

ところで、研究職というのは非常に虫のよい働き口なので、就職が困難であるのは、当然である。若年研究者が就職難に悩まされるのは、それに加えて、決して悪いことではない、彼の研究を深める時間と、自らの成長に必要とする機会とを、与えてくれないから。とりわけ、社会研究者は、社会と自らの研究との関係が切っても切れないまま、研究職についていると、口を結果に任せられるという、ある奨励しすぎた「お金のモラル」に動かされて、ひとと昔の一時期、博士課程の席が溢れる暇もないほど、研究職の求職/求人倍率が好転していたのは、決して日本の研究状況が新しい成長を遂げた結果を拓いたからではなく、単に日本の高度成長期にあたって、大学が大量に建設されたため、研究職従事者の需要が一時に激増したからに、ほかならない。この大学急増傾向は、70年代に入って頭打ちとなった。こうしてみると、さうと、ある時期、就職難が目立つようになったことの方が、余程異常であつたことがわかる。



大学を卒業にみちてくると、教員(教育=研究職従事者)は、固定的な資本設備に相当する、といえる。しかも、工業生産における、いわゆる最新設備といふことも、10年経たぬうちに、別外

よく陳腐化した。産業設備の更新ペースが、大学教授は、まあ余程のことではない限り、一度就職したら、軌道にはならない。日本ではもともと、研究の内実など、殆ど長年変わらないのだ。研究は「やらせ」でいいし、教育から2ヶ月×2ヶ月でいいし、教員に暴行したり、論文を盗用したりしてのが、ババして新聞記事にするのでもない。辞めさせられることはない。というには、教員というものは、一旦生かされると、さうとうとうやるのには、30年かかる資本設備だ、ということなのだ。

資本設備の消耗に時間がかかるゆえに、その、いちいち新しい「加速原理」が、働くことになる。「加速原理」とは、消費財の需要が増減する割合を、その設備の更新ペースで、それを生産するに要する資本財の需要が増減することをいふ。ひと昔前の大学院好況時代が、まさにそれだったにちがいない。雨後の竹の子のように増産された大学の研究職を補填するペースは、1年の書生への入学ペースが飛びおいてきていたことには、想像に難くない。それによって、その時期は、大きく追加速度が作用する時期である。そこでは、資本設備に対する追加需要は、殆どありは全く生じないし、極端な場合には、既存遊休設備の破壊もみられる。このような状態は、好況のあと、また「また」当分つづくであろう。

イギリスの徳重には、いまのソノとよばれる若者の失業率たちがあふれているのだが、それが独特な雇い構造と結びついていることは、よく知られている。イギリスでは、労働組合の力が強く、しかも、中高年者の解雇はできないから、つまり、若年者の新規雇いを、非正規でせざるを得ない。この状態は、日本の労働界一般には、あてはまらないが、研究職をめぐり状況とは似ているところがあるかもしれない。労働組合の力から、日本では教授会が幅をきかせており、彼らを止めさせることは、難しいから。もちろん、研究職が充分な身分保障を伴って、目先の業績生産性にとらわれないとも、蓄積した仕事ができることは、それなりに合理的である。しかし、日本のように、それが過保護にまかされると、別の方面に、思わぬ不合理を醸成させることになる。

このような考察は、わかっている、重大な帰結を教える。——研究職の採用が、二二当分低水準を続けるとしても、研究(者)に対する社会の相対的な需要が減少して行くとは、言えない。ということ。むしろ、わたしのみるところ、研究職ポストの供給が「減少気味」であるにもかかわらず、日本の社会全体が、毎日社会研究に寄せている

要請は、から2倍11ほど「大それた」である。いまは、ひと昔まえの大学製造時代の「ツケ」が、あとの世代に回ってきこぬにすぎない。そのゆえ、自発的な職務状況のつらさ、大学院の規模を抑えようとか、研究者の着目をコントロールしようとかいふ方針がとらぬなら、将来に向かっただ根をのこすことなるがらう。と書くわい。

就職難という声を目にする、大学院教育の担当者も、いかに余計なことを考へたくなるものか。どういふ、現実的な事態を回避せしめてあげよう、ということがある。また、④、大学院生(あるいは、研究職志望者)の数を減らしほうと。これは、上記のふた理由で、愚か仕儀である。たいてい、いかにあは、③放棄して、何もしない方がよい。また、③一時的に、研究職ポストを増加させる、という仕えもあるか。研究職をどのような機関にどのくらい配置するかは、ちんぷんアラソウにもとづいて行なわれるべきであらう、姑息な「救済」のために行うとは、とんでもないことである。④世代間の不公平をなくするためには、「実力主義」を導入し、人事を回転させるしかなく、これがもっとも正当的な処方であると思われ、(特に日本の現状では)きつめを複雑な状況に惹起するがらう。そのほか、⑤リセの方式、あるいはアシスタント制の導入を、中等教育と高等教育とを連続的にし、若干研究者を、(デモンストレーターと高給で雇う)一旦、高等学校にしかなく出向させるという仕えも、考えうる。高校教師の学力、気力不足と、財政逼迫をかんがへ、生徒の学力は向上、若く研究者の削減も入る、ということも、案外うまいかもしれない。東京都は、都立大学も都立高校ももついているから、実験してみたいがらう。

就職難というものは、いかに常態であるべきかと思われ、ゆえに、いかに問題もめとめなう。研究者運動が「問題とすべし」自立的かつ開放的な研究状況を創出するにみた、大学院制度をめぐり、研究職ポストの配分ルール、いかに変革していくかである。ゆえに、これを、普遍的な権利闘争だと考へたわいの、Aコース自治会の課題(支の、(1)~(3))を、権利のtermによつて書きなげよう。

ゆえに「基本的な」と考へる権利は、ふたつある。ひとつは、人々がもつて、研究する権利(研究者となる権利)である。もうひとつは、研究者が「もつて」研究職に応募する権利である。(いふまでもないが、研究職に就く権利など、この意味ももつてない。研究者が、「就職サヒロ」などと叫びたい。また、叫びたいにしろ、考へていられずとすべし、馬鹿かといふ。オーストラリアも、一本、この権限にのみ、研究者になつたというがらう。研究職につけたいがらう、かたがた言う。こゝがゆえに、研究者運動など、出来たらない、ゆえに失敗する。)

こゝの権利を想定することは、当然、それと対応する義務を想定することでもある。第1の、研究する権利に就くには、税金による運営される公共機関(たとえば「国立大学」)および、その他の公的機関は、研究環境、条件をどのようにするか、義務と責任を負う。研究環境とは、研究の素材や手法と与えるさまざまな(情報的)な資源の配分を意味してあり、研究条件とは、研究者の活動を支えるため研究者に与える、資源をいかにする、である。第2の、研究職に応募する権利に就くには、研究職に研究者を採用する機関に対し、候補者を広く公募する義務。そして、応募者があつたら、選考すべき基準をめぐり、妥当な選定を行う責任が要請される。(研究者を「切り西」する、一元的な基準があるわけではないから、各採用主体によつて、基準がまちまちであるのは、やむを得ない。実際、正当な評価など、とてふべきでない。にもかかわらず、研究職につく人間を採用しなうべきではないなら、各採用主体は、研究上の必要原因のみならず、良心に訴へるべき決定をすべきである。いや、これ、ユネスコや学問によつて、研究状況を破壊するような採用を行なうことは、許さないことである。)

いま、研究者運動の内実を、具体的に明示すべきところ、また、研究者運動は、研究者たちが、自らの研究権をめぐり、研究職応募権を争い、行使するため、研究環境の改善、研究職採用制度の改正を迫り、このことによつて研究状況を刷新しようとする運動である。研究の植民地的状況を脱し、研究を自主的・創造的に展開するために必要な間接的、迂回的な方法は、以上に尽すことである。

研究職としての程度供給するものは、社会システムが決定するのである。2. 誰に
おまけに及ぼせるかについてもないし、また、その手段についてもないことは、先述のとおり
である。このことは、競争ないし審査の場（公正原理をもちこむこと）が、さあ
たりの対称法はなからず、2.4に於いて、研究環境は、どのような構成
を以てしているのか、よく教えてみる必要がある。わたしの考えでは、研究環境・
条件の問題は、資源配分問題の一種なのであるが、研究職と異列
ちの「供給競争」に、陥る可能性がある。もし、研究環境が、混雑現象に
おそわれるとあるとかがないならば、大学院を含め、あらゆる研究機会を、あ
らゆる人への開放を以てしなければならない。とて、これを實現できるかを考
えるのが、以下の主題である。

研究者が、現に研究職として活動をつづけていくために必要とする資
源には、いくつかの種類がある。まず、もっとも大切なものとして、①情報資
源。これは、その本性上、稀少であるとは言えず、消費することのない研究資
源である。図書館は、この資源を集積し、提供するための施設である。
図書館機能をこの施設は、基本的に「つづけるべき」である。研究職を
行なうためには、二つが不可欠な開放を以てしなければならない。もち
ろ、実際には、管理運営上の制約などから、開放が実現されない場合
がある。というより、現状は、すくなく閉鎖的である。大学等の所属によ
る、利用制限などは、すべて、差別であり、打破しなければならない。また、
開館時間が現状のようでは、職業を別たして、研究者は、情報
からいちがうしく疎外されてしまう。図書館労働者の労働条件を考へる
ことは、存在しないとしても、同じ労働者の研究権を争うため、現状を改
善する必要があるのである。たしかに、かつては、どのような差別にもとく
情報の共有は、2. 専門の研究者は、自己の地位を保持して、
しかし、幸いなことに、これが普及してきた結果、情報の独占態勢は急
速にくずれ、いまや容易にアクセス可能である。情報資源への接近可
能性は、もっとも基本的な重要な研究環境なので、情報資源
の「公開」を強く要求しなければならない。

ついで、②研究装置、すなわち、実験器具、観測装置、コン
ピュータ、各種施設などを考へなければならぬ。これらが、すべて共同利用
を以てしているならば、それが高価であり、かつ耐久性があるからだが、こ
うして資源の利用が、いかに基礎的であるか、2.4に於いて、研究者に与えらるるの

かも、研究状況を大きく規定する要因である。共同利用は、消費せず、混雑
しない限り、公開を以てなければならないのは、図書館の場合と同じである。か
装束が混雑するほど、一般に、「素人」の参入を許さない専門性が強ま
るので、研究権が主張される。社会学に限るとは、（統計解析
や小集団実験などを除く）このような専門性は高くないので、このあたりはあ
まり立ち回らなくてよい。

③研究に所随するすなわちの消費資源、たとえば、コピー機、... などは、
差別性がないから、その稀少性を争う必要はない。しかし、これは、つぎにあげるもの
にくらべると、量が多すぎて、自給に足らないことはない。

④研究者の生活を支える資金は、稀少で消費性のある、排他的
な資源である。専攻資金などの奨学資金、研究職（およびその研究
機会）、などは、分割することが困難もしくは不可能である。したがって
これは、本質的に言って、差別がはたらかないわけにはいかない。そして、
ゆいゆいは、これを享受するほかはない。研究者の生活は、研究的な営
為の外部にある。これは、研究条件を構成するとして、研究の内部に
直接はかかわることはない、したがって、研究の存在をめぐり争うことはな
い。④は、きわめて重要ではあるが、研究者運動の実現すべき
研究権のなかには、含まれない。④と⑤ほどの資源をめぐるとは、
研究をめぐり社会運動が、課題とするものである。

このほか、⑤研究者が、自ら自身が、自ら資源でありうる。大学院な
どに演習に参加すること、あるいはこの研究コミュニティに参加すること、研究
会や研究集団に参加すること、学会やシンポジウムの参加すること——こ
れらは、活字による、対人的な研究機会を構成する。これは、研究
者の、一種の集積効果である。とみてもよい。研究権は、
（他者の研究権を侵害しない限り）無条件に、このような研究機会
を享受することの権利である。と、思う。制度や定員枠を理由
に、この権利を奪うことは、差別であり、不合理である。とわたしは考
える。

以上のほか、無視できないのは、⑥自分の研究を、(活字による形で)
発表するための資源である。これは、研究権のひとつ、発表権
に属するので、慎重に考へなければならぬ。研究論文の「権利」は
基本的に言って、探査がなければならぬので、商業的な発表機会が潤沢

べきものは当然である。そこで、専門誌は、大学や研究所などの交換機関から
 からの欄目とする方が、発行されるというものが普通であることである。こ
 れは、その執筆するものは、誰か？ 誰の論文を掲載するか？ 誰か？ どうやって
 決めるのか？ 活字(ペン)は、基本的に言つて稀少なもので、よごれれば、必然
 的に、権力状態が発生することになる。(論文は、活字に付くなくてはな
 りない。もし、必ず活字に付くというふうな話があれば、それは、偶然の
 112という数字は、どこかに胡散臭いインキー差別が不在
 (2118は「だ」と書くよ。) 権力状態の発生を防ぐには、全て自費によ
 って活字を刷るという仕方もある(さうか)が、それはそれで、金力万能という、別
 な形での不合理的を生む。『ソノオコト』2号の趣意書にあるように、第3の
 途を探ることも可能かもしれないが、この問題は、ひと筋縄ではいかぬ困
 難を孕んでいる。

(活字の問題がぶつかっているのは、それが、研究職に就くことと不登校の
 審査と、結びついているからである。もし、活字に関し、差別と権力とが
 不在(ならば)なら、それがそのまま、研究職をめぐる競争のなかにもこ
 まる、研究状態を歪めよう。これを防ぐには、審査材料を、活字化
 さない論文に限ることである。「活字論文を以て」という応募
 資格の制約の仕方は、採択主体に、研究士の考慮をもつて審査を
 ほとんどやり抜く気力も能力も、はげまからせ落していること、を、
 今(か)たい。

研究にかかわる資源は、このようにまざりまざりであるが、ゆえに、
 その多くが、なお「公開」しようものかあることを、知る必要がある。現状のよう
 な閉じられ方は、研究者たることと、権利を多くの人の手から、奪うかには
 ならぬ。ゆえに、これをもって研究状態が、現状のような差別と権力
 にまみれていることを、知るところから、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、
 123456789101112131415161718192021222324252627282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475767778798081828384858687888990919293949596979899100
 とゆえに、Aコース自治会の運動が、出発(な)らなければならないのは、
 うちでも、ゆえに、Aコース自治会の運動を、研究者の権利擁
 護と、開かれた自立的研究状態と実現するたため、普遍性
 とし、再構築すること、主張したい。そのようにして、"東大100
 年"というお祝い、毒草を生えさせる研究状態を、越えていくことが
 今回の件に関し、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、
 のため、と、思う。

5

Aコース自治会は、このように、現行の活動方針を、ついでに、ついでに、
 それで、決して、自治会の運動方針が、無原則なものかあることを、意味はない。現行
 を定められたのは、たまたま、次のような事象である。—— 現行には、自治会を基
 となる或る資格を、記すものは、なすなければならない。しかし、大学院生籍を、その資格とす
 るならば、現行制を、そのままにして、多くの境目の人々、ゆえに、自治会が、保護
 すべきから、成員権を奪って(ほ)うことになる。たまたま、博士課程進学試験
 の審査結果を、自治会が、ついでに、違証する形になる。制度的な枠に、
 および、なすべく、たまたま、関係者の権利(および利益)を、擁護して、
 自治会に関する、関係者の一致した解釈事項は、たまたま、たまたま。と、
 いうのは、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、

とは、このもの、Aコース自治会が、Aコース所属の大学院生を、基盤と
 して、ついでに、ついでに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、
 大学院生の各人が、かかわる特殊利益と、研究状態にかかわる普遍的な課題
 とのあいだで、揺れ動き、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、
 なかったら、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、
 現行の選別機構と、2の大学院生に、たまたま、管理層・審
 査層としての教職員に対し、「弱立場」にある大学院生らが、その立場の中
 心に、結束し、団結しようと、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、
 の一面で、研究をめぐる権力状態のなかで、相対的な弱者の位置におかれ
 た、院生層の、特殊な利益を擁護するたため、集約化、という契機をもつ。(奥
 際、自治会の活動方針を、たまたま、集約的な拘束による、ゆえに、ゆえに、ゆえに、
 特殊利益を、たまたま、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、
 は、たまたま、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、
 利益を擁護するといつても、各人の個別利益を、実現するた
 ための力量を、自治会は、たまたま、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、
 いたす、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、
 特別な利益(すなわち、権
 利)を、損なうゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、
 えてきた程度か、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、ゆえに、

出発点としては、以上のような契機をもちながら、もう一歩、Aコース自治会は、研究状況と変革しようとする普遍競争の契機をも併せて。併せて、相対的弱者があるが故に、Aコース大学院の外に在る研究状況上から、思いを至る程度の敏感さは、とらえておける。Aコース自治会が当初から掲げていた、「公開の原則」のロードマップは、このような普遍競争志向を表現していたものだと考えることもできる。東大社会学科助手公募のための競争も、その前上だったからである。

しかしながら、この二つの契機は、ときに相矛盾する。Aコース自治会のもつ二つの契機が、どう調整されるのかという点、はるかに以前から、くりかえし議論がつけられていたから、ほかほかしい進展をみせないのも、その矛盾をAコース自治会の運動が、のりこえられなかったからなのかもしれない。問題を、もっとも抽象的かつ一般的に形を提示してみよう。こうなる——運動を、Aコース院生という特殊な規定の上にならざるを得ないのか、それとも、これを単なる偶発的な条件とみなし、むしろ普遍的な根拠にたつて、動くのか？

院生でありながら、研究状況にたいして真面目に思いをいたせば、この特殊/普遍の矛盾は、何が身と背をなすわけには、ない。もしこうした矛盾があるのなら、みんな仲良くしていいじゃないか。東大の社会学研究室という範囲での、研究者の集団をとりあつて、これを intellectual community と性格規定したがる人も、いるかもしれない。そこでは、理性的な討論が交わされるといって、たしかに、結構なことだ。しかし、「東大の」とか「社会学研究室の」とかという特殊の枠取りは、その背後に、つねに排除の原理を隠していることを、見落してはならぬ。(東大社会学研究室という枠は、単なる枠ではなく、大学院入学試験(さらには、さらに先立つ数々の選抜試験)という排除の形を表象し、現に存在する。しかも、教員/院生間の権力関係も、そこに隠されている) 知的営為はこうした排除の枠をのりこえて、どこまでいけるかを本性とみるから、ある種のなかで「知的共同体」を構えおとす試みは、その停滞と頹廢へと、果ては到りつくだらう。

Aコース自治会もまた、この矛盾を解きほぐすべく、特殊利害(のみ)にもとづいた運動を針とたてたことがある。MD-費化要託(修士課程の修了者と無条件無審査で、博士課程に進学させよ、その要託)がその一である。MD-費化要託は「修論中間報告(代)」という要託項目と、一対をなしている。これは、自治会の掲げる方針として、明らかに裁断された、とれた

は、言わなければならぬ。どう考えらるのほなせか？

まあ、MD-費化要託が、このように、大学院生の利害(というよりもむしろ、運命)構造に根ざしていたものであるのか、よく理解しなければならぬ。社会学Aコースの場合もそうであるが、修士課程、博士課程の分断された古いタイプの大学院では、修士課程の大学院生にもっとも重点が置かれやうという事実関係がある。まゆめで限られた年限内に、schoolingの合間を縫って、まとめた修士論文を書かなければならぬ。しかも、その要託水準が(Aコースの場合には)比較的高く、おそらくは、めく書き論文の中で、当人の研究者としての可能性が、判定されるであろうかの如くである。その上、大学院に入学したことで、はじめの一歩を踏み出したわけであり、もはやあとには退けられない、という切迫感がある。こちらが累乗的に作用するから、その緊張状態は、過剰なほどに高くなるに違いない。このような現状を、なんとかしたい、という率直な思いが、MD-費化要託(修論中間報告代要託)の底流であるのは、疑いなくもこころである。

こうした現実には、いまだどう変えられないだろうが、MD-費化要託に関する最大の疑問点は、(潜在的に東京大学大学院の博士課程に進学する資格をもち、いる)他大学・他部局に対する見配りを欠いていることにある。もし東大に苦しい状況があるなら、他如の場所でも同様だ、いや、おそらくそれ以上に、事態はきびしいはずだ。社会学Aコースがかりに、費化したとしても、そこに入学した人々は良いとしても、他如ではその競争を、もっとひどいことになる。そして、実際に修士課程でしか大学院が開設されていないところもあるのに、MD-費化要託を掲げること、犯罪行為とすらよんでも構わないではないか—— MD-費化要託は、明らかに、公開の原則に違反しているのである。

結局、MD-費化要託運動の、どこが「まちがった」のか？ それは、東大の社会学Aコース院生という特殊な階層の即自的在利害から出発して、そこを超えたか、たののである。「博士課程に全入させよ」とは、利害の統合とは主張できるかもしれないが、権利とは、主張できない。(他の誰かをさしおいて)無条件で博士課程に進学する権利なら、誰も持つべきではない。そういうことがあつたらあつた、のた。

この(四)の議論が自治会を動かすべくにつれて、MD-費化要託を掲げなければならぬことが、ますます明瞭となつた。(もっとも、当初からMD-費化要託が、どこまでの支持をえられたのか、自治会総会で決議を経て方針であるのか、わたしはよく知らない。) (しかしながら、それはわかるように

運動資金を打ちたせはあのかについ、難ひとりとして、具体的に提案を
することができなかった。二三年は、この様な状態のまま推移している。(運動
は特殊利害の契機がまきこんで、破綻したのだから。その替りに、普通斗争一本
を押し進めれば、位のこと、容易に察せらる。しかし、Aコース自治会のメン
バーは、修士課程、博士課程に、つかにまたがっている。このおかげ、利害の実態が
分断されているので、その一方の特殊利害(騒がなければ、すんなり博士課程に
進学できるかも...)と押し進めようとする普通斗争と相入りして、Aコース自治会
の暗黙の諒解、に担拠するのはないか、という思いが、思案をにびさせたのであ
る。) けれども、MD問題はいつか、かいか思えば、MD問題とは、つまる
ところ、制度としての大学院に対し、大学院の制度的存在意義がどこまで
ちんともが言えるか、という、院生の運動の全く中心的な問題であったた
から。

けれども、1113を考へて、院生の利害の問題を、この5か、権利の問題
に組み入れてみるならば、MD問題にも、普遍主義的だが、実効的な対処
の方法がある、と確信できるようにになった。Dオープン化(博士課程の入学者
を選抜する公開試験を実施すること)を、自治会に要求するまでである。それ
も、現状のような、(i)へ心算の種別をわけ、修士過程からの進学者を特別
扱いたしたのちに、空す定員があるはずの(i)項までの順に、応募をうけ付け、
いう、漸次縮小方式ではなく、完全に条件を同じくする、一括公開試験方式
にするから、M入試のよう仕入)を要求するのではなく、すなわち手ぬすいと思
う。M入問題、MD問題は、基本的には、研究権をまもる斗争として、取
りくめるだろう。研究権のための普通斗争とは、自ら研究する権利(研
究者である権利)を、徹底してどこまでも要求するにすぎない。と同時に、他
者が研究する権利を、奪かすないうこと、ある。これを積極的に伸張するこ
と、である。研究権のための普通斗争とは、研究状況のなかで、11かある差別
ももちまわることだ。

もちろん、いまは、完全なD入試オープン化を実現するとは、11311
も問題が生じている。たとえば、いまは免除されて、語学試験が
課せられるだろうか? あるいは、この対処の方法は、—— ところで、大学院
の入試に、語学の試験は不要である。D入試は勿論、M入試から、
足切り語学試験を排除しよう。語学の負担が少く、思いがたしく、存在
研究権が奪かすないうこと、ある。これを積極的に伸張するこ
と、である。研究権のための普通斗争とは、研究状況のなかで、11かある差別
ももちまわることだ。

11311なら話はわかるが、語学ができた11のぶ落とそう、とはどうしてでも
ん。—— またD入試オープン化を実施した年からのAコース受験者は、前年までの
受験者にくらべて割を喰ったと複雑な思いがもたらさる。まあ、これは至らな
い、と考へておこう。要は、117、完全D入試オープン化を要求しはじめると
いう、戦術的タイミングの問題である。

MD問題は、Dオープン化という方向に、片づく問題ではない。それは、
M入問題、就職問題にも、深い根を張っている。Dオープン化は、日本
の研究状況を、自立的、創造的なものに改変(していくための、12ステップ)と考へな
くはない。それは、D入試オープン化を要求するのと同時に、その前提
となる、さまざまな要求を、行なう必要がある(たとえば、上述の語学試
験廃止(もしくは軽減)とか、先ほどの、大学院(産官)の縮小なども、さ
らとてある)。

博士課程へ進学できないことが、なぜ打撃なのか? 選抜の破綻とい
う心理的ショック(研究者なら、そんな他者のレッテル貼りを、はねとばしてほ
しい)を別にすれば、(i)研究資源の配分がとらえられなくなる、という形では、研究
権が犯されること、(ii)研究職への応募機会が、大幅に閉ざされる、という
形では、研究職応募権がとらえられること、のふたつに、その理由を整理する
であろう。D入試オープン化は、差別をなくする下地にも必要な手帳である
が、しかし、それは、博士課程に進学を(制度的に)許さない人々が生みか
たれることを、当然の帰結とするだろう。Aコース自治会も、D入試オープン
化を要求するのだから、その前提として、(i)、(ii)に対処して、こうした帰結
を補うための研究権、および、研究職応募権を、まもる手帳として、考へてお
かなくてはならない。

また、(i)のふたつに、学籍をばらばらと、図書館への接近可能性に、か
ら、大きく制約される。Aコース自治会は、大学院に在籍している人々の
図書館利用可能性の保障法も考へた方がよい。(たとえば、相互借借票の利
用が研究室を通じて可能となるように、教員スタッフとかつある) 研究環
境を構成する資源には、本質的に言って稀少で、ないものが多いため、
うまく制限を改めれば、) 大学院在籍者との格差を、かなりの程度縮小
することができるはずである。(もちろん、利用を、特定範囲の人々に制限
せざるを得ないような研究手段も、残念ながら、決して少なくないであろう
ことも。ただし、おとにのべたように、少なくとも社会学領域に関して言えば、

大学院生たちに利用を制限しなけいばならないような研究手段は、まず見当らないと言っている。Marxが、亡命先の大英帝国図書館で、その蔵書を縦横に利用したから、ひょろりと、偉大な仕事をなしとげたことを考えれば、やはり、あらゆる研究手段の利用制限に対する憤りを、おぼえておきたい。

奨学金のおおむね、研究者の生活を支える資金は、史記のべたように、本質的に稀少であるから、その2の研究者にゆきわたるとは、本来考えられない。(もし無制限に貸与なしに給付することにしたとしてもよいが、研究者を名乗るゴロツキのたぐいが押しよせてきて、それを收拾しきれなくなる——もちろん、現状が、それとどういほど異なるかは、問題外だが。) 奨学金は、研究手段のような研究環境の一半であるというおいても、研究職につくことを予想して支払った生活費(俸給)のおもむきである(さしや、その性格は、つぎにのべる、研究職に関する議論にゆきわたるが、以下のとおり)。日本育英会の奨学金は、教育機関在学者と、その対象者として、いるから、大学院に籍を置くか否かは、研究条件を左右する重大な問題であると言っている。研究環境を公開していても、このような、研究条件に関する差異は、のこるだろう。このような差異が生じしめようとしたら、博士課程に進学することはお望ましいことである、したがって、博士課程での研究機会が公正に配分されることを要求していく必然性が、研究者運動にはある。

では、博士課程に入学すること、研究環境とも研究条件をも、なにひとつ、与えてない場合にくらべて有利にない、といえるだろうか? もしなら、大学院は存じしめ、全員を、研究生とするのがよからう(長期的には、それと目標がずかてもよい)——ただし、博士課程在学という身分が、研究職への応募資格には、おぼやかならぬ。というなら、であるが。

(ii) について。多くの場合、博士課程に進学することは、研究職に応募する場合の要件のひとつにたっている。なぜそうしているのか、その理由を考えると、採用が困難、余計な手段をかけたくなる、という論理が、みえてくる(それ以外の理由は、ないはず)。これは、基本的には、企業が新卒採用に困らしたから、「指定校制度」と同様の、差別である(社会学に関する限り、大学院教育は解体をうけているあ

りには、はじめから存在しなかったから。) 二つのおおむね応募資格制限とすることの根拠は、ますます薄弱であるといえるだろう。

博士課程に、進学が許可されたことを、(いかん研究職の採用を行なおうとする場合にも) 応募の条件とすることがあつたらぬ、とわたしは思う。そうしていい理由はないか? ひとつには、進学が、定意を考慮するものであることが明らかである以上、「完全に自能であり、かつ、博士課程に進学を許さない」というカテゴリーの人々が存在し得るからであり、こうした人々を排除する理由はないと言えらる。ある。もうひとつには、ある一時期にわたる価値づけによる、それ以後の研究活動の進展の具合を、推しよらうしようこと、無理があるから、である。たとえば、わたしの知っているある男は、修士論文をまとめたという失念に相替生恋してしまい、ハチャメチャな論文を書いて送った。格別なわけが、これらにたつたのは、先に出た。それに加えて、指摘しておきたい第3の理由は、博士課程への進学許可を決定する主体と、研究職への採用を決定する主体とが、別々であることである。研究職の採用主体は多様であり、多様な採用基準をもっているだろう。それを通じて、多様な社会の層間もまた可能にたつては、かならず。どこかもし、博士課程への進学を決定する大学院の管理主体が、あつたらぬ、その決定を代行するといふ、どうか? せうん、そんなことはできはしない。各所で争われる多様な能力、多様な基準をおおむねみこして、審査者が、志望者を一般的に選別してしまふ——ちとさう、ちやうど、みこした、争かぬ、... 争、... と出して、選別し、80点以上たつた「優」をたいて、選ぶ——ということなら、できるわけがない。ゆえに、ちとさう、ちやうど、選別をたつたことのある人なら、すぐわかるだろう。それゆえに、大学院で下にいる評価が、研究職採用時の選好を条件がたつて、あつたらぬ、ならぬである。

博士課程進学をめぐってあらゆるところの問題は、基本的に、博士課程入学の場合には、のこるあつたらぬ。たとえば、A+自主協会がそれをおおむね問題にしていない(とていない)のは、(i) 志望者=利害当事者が、自治会構成員にたつていない、(ii) 一応完全な公開試験が実施されている、制度的改善の余地がたつた、というこもたつたから、(iii) 各人の応募の自由があり、あつたらぬ、大学院を受験する、ということがたつた。MD問題が複雑であるのは、博士課程の在学者は、選別の幅が事実上ほとんど進学の限られている、というこによる。こうしたことには、権力状況が関係する

ある。現状のAコースのような 博士課程への進学の際の選別は、選別という内部を履修する という選別と被検者の構造を保つような制度に起因する。 (こうした制度が存在するに、Aコース在籍の大学院生は、何の責任もない。) 現状がさまざまな事柄から好ましくないのは、明らかで、Dコースが必然的に、戦略的に位置づけられた。獲得目標となる理由は、理解できたと思う。

いま教員と教官として存在させているのとちょうど同じ制度が、教官を動かして、選別と被検者の構造をばらかせるようにさせている。こうした構造が、どのように研究状況を捻じまわすものであるのか、洞察しないなら、教官は、単なる制度の操作をしてロボット以上のものではない。(個別的な事情はふたつではなく) 制度的な改善によるこの事態にあたることを おもひなようなら、社会を研究する基礎としての尊敬と信望を、いかに与えられるか。

さて、毎年、Aコースの自治会が、審査時点を、教官と折衝をもち、「定員におよぶ、内容のしっかりした論文を、落ち(進学を許さず)という判定をしたものは、」 申入れる、という戦術を、一回かくりかえしてきた。これは、人情としてまことに、ともてあるの、過去のやが (何回か、その線が動いたことがある。この申入れは、(i) 論文の審査がある以上、ある基準があるのは当然、(ii) その基準を、教官が、適用するの当然、(iii) 定員枠があるのも当然、(iv) 教官が、(内部) 志願者全員の能力を、その当然、という前提を、暗黙のうちにおいてあったから、言うべきことだ、という。 (か、) 反は、今後はない。つぎのように入りますと、したがって、踏が通っていないのではないかと、思う—— “定員以外の理由では、進学を許さずとするな。”

この主張の意義は、このことだ—— ① D入試を、「奨学金受給資格付と試験」のよう形での、研究条件をめぐり競争の調整機能に限定するに、しからず、② D入試の不合格者全員に、それ以外の形で、合格者と全く同等の権利を認めると (研究権、応募権、という差別的な生かさないように、あること)。③ の点は、研究権については、実現する程度が高い、しかし、応募権については、(自分、相手のあることであり、多くの採用者が、博士課程進学の条件を外して、用いないというから) ということは、期待できないか、と、思う。この場合には、各採用先に対して、応募資格

の引き下げを、取り下げを要する、応募権を暗黙に競争を伴うに、なされるまい。(これは、単線的には、なされた困難ではある。)

Dコースが、実効的であるところから、研究状況が、いままで開けていた、重大なポイントになる。「開けていた」とは、一、大学の研究職への応募機会が開いていることであるが、他方で、各大学の大学院間の、交流の機会(機会)が、あり、M → D 進学の、パイプラインが、形づくられていること、もまた、ある。大学院間の交流が、妨げられていないため、各院生の、行動の自由度が高まること (大学院の、履修制度が、異なるから、柔軟に運用される) に、あること) が、必要であるが、その点は、支えられている。研究者は、併り場への執着を、あきらめ、大学への帰属意識を、持たないが、いい。あちこちの大学の、色んな顔を出し、更だ、だめなら、飛びか、あさ、という、態度、行動が、可能になる。権力、権力、すすぶ、発生して、くる。 (しかし、教授は、学生を、受け入れ、という本能的な、傾向のある、場合が多い、実際は、大学院間の交流、という、点、は、生かされていない。)

MD問題、2011、2。考え、整理、(2) について、実現、可能な、研究、状況、が、見えて、きた、と思う。ここでは、研究権、ならびに、応募権、が、公平かつ、公正に、各研究者に、保証、されている。応募権、2011、2、より、具体的、に、言、え、ば、あらゆる、研究職の、採用は、研究機関、での、経歴と、応募資格、として、暗黙、に、行、う (すなわち、どのような、経歴の、研究者、でも、どこ、でも、自由に、応募、できる)、という、こと、になる。これは、研究空間、を、自立、した、ものと、する、ための、最重要、点、である。Dコース、は、開効、的な、研究、状況を、創、出、する、ための、過渡、的な、1、2、ステップ、として、位置、づ、け、ることが、あり、かつ、た、で、た、ら、う、か?

研究者運動の、マ、タ、は、、併、り、場、を、あ、きら、め、応募、権、を、公平、に、獲得、する、か、ど、う、か、に、か、か、る、と、思、う、(審査、基準、が、公正、に、妥当、な、もので、あ、った、か、と、いう、か、は、応募、権、と、は、別、に、研究、機関、を、設置、した、母、体、の、側、から、社会、運動、の、形、での、フェ、ッ、ク、を、か、け、て、い、く、か、あ、い、ら、う。) 普遍、競争、を、推進、する、ことが、日本の、研究、状況、に、と、つ、て、もっとも、尖、鋭、な、こと、である、と、言、え、ら、う。研究、世界、の、未来、を、拓、く、方針、も、あ、ら、ない、ならば、自治、会、なん、か、な、く、とも、いい、(院、生、の、和、解、的、な、運動、が、あ、ら、ない、ならば、Aコース、自治、会、なん、か、あ、ら、ない、か、ら、ない。)

Aコース自治会の運動が、普遍競争を、もたらす、研究、運動、を

